



平成30年8月2日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲
(JASDAQ・コード 8704)
問合せ先 取締役 加藤 潤
(TEL 03-4330-4700 (代表))

外部調査委員会の調査報告書（中間）公表と今後の対応に関するお知らせ

当社は、平成30年7月31日付「外部調査委員会の調査報告書（中間）の受領に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同日に外部調査委員会から調査報告書（中間）を受領していましたが、このたび、プライバシー及び機密情報保護法等の観点から、部分的な非開示措置が完了いたしましたので、添付のとおり、当該調査報告書を公表いたします。

当社は、外部調査委員会の調査結果を真摯に受け止めており、今後も外部調査委員会による原因分析及び再発防止策の提言に向けた調査に全面的に協力し、外部調査委員会による最終報告を踏まえて具体的な再発防止策を策定して必要な対応を進める予定です。外部調査委員会の最終の調査報告書につきましては、当社が当該報告書を受領次第、速やかに開示いたします。

株主の皆様をはじめ関係者各位には、多大なご心配をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以 上

トレーダーズホールディングス株式会社御中

2018年(平成30年)7月31日

調査報告書(中間)

(株式会社 ZE エナジーに係る木質バイオマス発電事業に関する会計評価等について)

トレーダーズホールディングス株式会社
外部調査委員会

委員長 小川 真人

委員 平尾 覚

委員 美崎 貴子

第 1	外部調査委員会設立に至る経緯等	1
第 2	調査の目的	2
第 3	調査の方法等	2
1	調査の方法	2
(1)	関係資料の精査・検証	2
(2)	デジタルフォレンジック調査の実施状況等	3
(3)	ヒアリング調査	3
(4)	現地確認	3
2	本件調査の基準日	3
第 4	調査結果	4
1	本件のれんの減損損失計上時期・内容の妥当性	4
(1)	概要(問題の所在)	4
(2)	事実関係	4
ア	THD が ZEE を完全子会社化するに至った経緯	4
(ア)	ZEE の沿革	4
(イ)	THD が ZEE への投資を決定した経緯	5
(ウ)	本件株式交換契約に至る経緯	5
(エ)	本件株式交換契約締結の際の ZEE の株式価値等の評価要素等	10
イ	本件株式交換契約締結後の ZEE の状況	11
(ア)	概要	11
(イ)	β 案件	12
(ウ)	α 案件	13
(エ)	γ 案件	18
(3)	会計処理の妥当性(本件のれんの減損処理について)	21
ア	ZEE の木質バイオマス発電事業について	21
イ	ZEE の収益力の状況	22
(ア)	本件株式交換契約締結時の見込みと実績の乖離	22
(イ)	α 案件に係る売買契約解除の影響	22
(ウ)	α 案件の売買契約解除の時点におけるその他の案件の状況	23
(エ)	小括	23
ウ	本件のれんの減損の計上時期について	23
(ア)	THD における本件のれんの減損の検討方法	23

	(イ)	2017年(平成29年)3月期における本件のれんの減損の 要否	24
	(ウ)	2018年(平成30年)3月期第1四半期における本件のれ んの減損の要否	26
2		本件貯蔵品の資産性に関する評価の妥当性	29
	(1)	概要(問題の所在)	29
	(2)	事実関係	29
	ア	本件貯蔵品の購入	29
	イ	己からの撤去作業	29
	ウ	本件貯蔵品の保管状況	30
	エ	本件貯蔵品の転用の可否	30
	(3)	会計処理の妥当性	31
	ア	2018年(平成30年)3月期第1四半期以降における本件貯蔵 品の評価	33
	イ	小括	33
3		完成工事補償引当金計上に関する妥当性	34
	(1)	概要(問題の所在)	34
	ア	完成工事補償引当金と撤退損失引当金の概要	34
	イ	本件における完成工事補償引当金計上	34
	(2)	事実関係	35
	ア	β 案件	35
	(ア)	2015年(平成27年)6月30日の検収について	35
	(イ)	2015年(平成27年)6月30日の検収時に予定されていな かった工事について	35
	(ウ)	2018年(平成30年)3月期の引当金の計上	36
	イ	γ 案件	36
	(ア)	2017年(平成29年)7月頃のγ 案件に関する第2追加工 事に係る検収までの経緯	36
	(イ)	2017年(平成29年)7月頃のγ 案件に関する第2追加工 事に係る検収後の経緯	36
	(ウ)	2018年(平成30年)3月期の完成工事補償引当金の計上	37
	(3)	完成工事補償引当金計上の妥当性	37
	ア	検討の視点	37
	イ	β 案件	38
	ウ	γ 案件	38

4	工事進行基準の適用に関する妥当性	39
(1)	概要(問題の所在)	39
(2)	事実関係	40
	ア 工事進行基準適用に至る経緯	40
	イ 工事原価総額に関する見積り算出・変更の経緯や工事進捗度の管理状況等	40
	(ア) α 案件	40
	(イ) γ 案件	43
(3)	会計処理の妥当性	44
	ア 工事進行基準適用の適否	44
	イ 工事進行基準に基づく損益の妥当性	47
5	関連当事者取引の記載の妥当性	48
(1)	概要(問題の所在)	48
(2)	記載の要否	48
(3)	調査結果	49

第1 外部調査委員会設立に至る経緯等

トレーダーズホールディングス株式会社(以下「THD」という。)は、2015年(平成27年)12月1日に完全子会社とした株式会社 ZE エナジー(以下「ZEE」という。)¹に関するのれん(以下「本件のれん」という。)の減損損失計上時期・内容の妥当性、THD が、a 社との間での甲の契約解除に伴い撤去した木質バイオマス発電装置を構成する材料や機器などの動産のうち、他案件に転用できるもの(以下「本件貯蔵品」という。)の資産性に関する評価の妥当性、工事進行基準の適用に関する妥当性及び完成工事補償引当金計上に関する適正性などに係る会計上の誤謬並びに THD 有価証券報告書における関連当事者との取引に係る開示の適切性について、外部より指摘を受けた(以下、外部から受けた指摘を「本件指摘」という。)

本件指摘を受け、THD は、社内で検証を行ってきたが、より専門的、かつ、本件指摘に係る事項の当時の事実関係に関する客観的な調査が必要であるとの判断に至ったため、2018年(平成30年)6月11日付けで外部調査委員会を立ち上げることとし、外部調査委員会に対して依頼する調査事項などについて検討を重ねた結果、2018年(平成30年)6月14日、本外部調査委員会(以下「当委員会」という。)が設立された。

当委員会の構成は以下のとおりである。委員は、いずれも THD との間に顧問契約等の契約関係はなく、事務局に THD 関係者も入れない形で、THD から独立した公正中立な立場で調査に当たった。また、調査補助者として ACE コンサルティング株式会社の公認会計士及び西村あさひ法律事務所の弁護士が調査補助活動に従事した。

なお、当委員会の委員は、2018年(平成30年)5月31日以降、THD の社内検証に当たって助言しており、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が規定する「第三者委員会」ではない。ただし、THD は、当委員会の委員が有する専門的な能力などを評価し、当委員会に対して調査方法等を一任し、当委員会は、本調査報告書の客観性を保つため、自らの判断で調査方法等を決定し、自ら起案権をもって本調査報告書を含む調査結果資料を作成することとしたほか、調査により判明した事実とその評価を、THD の現在の経営陣に不利となる場合であっても、本調査報告書に記載するなどし、上記ガイドラインに準じた調査を行った。

委員長	小川 真人	公認会計士	ACE コンサルティング株式会社
委員	平尾 覚	弁護士	西村あさひ法律事務所
委員	美崎 貴子	弁護士	西村あさひ法律事務所

¹ THD は、2015年(平成27年)12月1日に、THD を株式交換完全親会社とし、ZEE を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を実施した。

第2 調査の目的

THD の委託に基づく、当委員会の調査対象事項は、以下のとおりである(以下、当委員会が行った調査を「本件調査」という。)

- 1 本件指摘に係る実態の調査及び会計処理の適正性についての検討
- 2 1 の事実調査の結果判明した事実における原因・背景事情の分析
- 3 1・2 の分析を踏まえた再発防止策の提言

本中間報告書は、主に上記 1 に関して調査・検討した結果を内容とする中間報告である。

調査の結果判明した事実における原因・背景事情の分析及びこれを踏まえた再発防止策の提言については、今後更に調査・検討を進めた上、最終報告を行うことを予定している。

第3 調査の方法等

1 調査の方法

(1) 関係資料の精査・検証

当委員会は、本件のれんの減損損失の計上、本件貯蔵品の資産性、工事進行基準の適用、完成工事補償引当金の計上及び THD 有価証券報告書における関連当事者との取引に係る可能性のある資料を収集し、その内容を精査・検証した。精査・検証資料となった資料のうち、主要なものは以下のとおりである。

〈表 1 主要な資料〉

分類	主な資料
本件のれんの減損損失の計上に係る資料	各種議事録、各案件の見積書・契約書・注文書・仕様書等取引関係資料、財務諸表及び経理関係書類等
本件貯蔵品の資産性に係る資料	各種議事録、財務諸表、経理関係書類及び本件貯蔵品の資産管理台帳等
工事進行基準の適用に係る資料	各種議事録、各案件の契約書・検収書等取引関係資料、財務諸表及び経理関係書類等
完成工事補償引当金計上に係る資料	各種議事録、各案件の見積書・契約書・注文書・仕様書等取引関係資料及び財務諸表、経理関係書類等

THD 有価証券報告書における関連当事者との取引に係る開示に関する資料	各種議事録、契約書等取引関係書類、財務諸表、経理関係書類及び社内規程等
-------------------------------------	-------------------------------------

(2) デジタルフォレンジック調査の実施状況等

当委員会は、THD 及び ZEE の役職員が、各々が所属する会社から付与されたメールアドレスを用いて、送受信した電子メールデータを保全した。

保全した電子メールデータについては、本件調査の時間的制約から、キーワードを用いた検索により、合理的範囲で限定を加えた電子メールデータを抽出した。そして、上記手段を用いて限定を加えた電子メールデータにつき、本調査報告書の基礎資料とした。

(3) ヒアリング調査

当委員会は、本件のれんの減損損失の計上時期・内容の妥当性、本件貯蔵品の資産性の検討、工事進行基準の適用、完成工事補償引当金の計上並びに THD 有価証券報告書における関連当事者との取引に係る開示に関する事実関係を明らかにするために、下記 2 記載の基準日までに、THD の役職員 12 名、ZEE の役職員 10 名(なお、THD の役職員のうち、ZEE の役職員を兼務している 5 名については、THD の役職員としてだけでなく、ZEE の役職員としても、上記の数に加えている。)、b 社の役職員 2 名、ZEE が税務関係の業務を委託している公認会計士事務所の者 2 名及び ZEE の取引先企業の役職員 2 名に対し、ヒアリング調査を実施した。なお、一部のヒアリング対象者に対しては、複数回のヒアリング調査を実施した。

(4) 現地確認

当委員会は、本件のれんの減損損失計上時期・内容の妥当性等の検証の前提として、ZEE の木質バイオマス発電装置の実態及び現状等を把握するために、乙(山形県 y 所在)を視察した。また、当委員会は、本件貯蔵品の資産性を把握するべく、本件貯蔵品が保管されている富山県所在の丙倉庫及び丁倉庫を訪ね、本件貯蔵品の状態及び保管状況を確認した。

2 本件調査の基準日

本件調査は、2018 年(平成 30 年)6 月 14 日に開始した。本件調査の中間報告のための基準日(以下「基準日」という。)は、2018 年(平成 30 年)7 月 31 日であり、下記の記載は、基準日までに判明した事実関係、検討結果等をまとめたものである。

第4 調査結果

1 本件のれんの減損損失計上時期・内容の妥当性

(1) 概要(問題の所在)

2015年(平成27年)9月15日、THDは、ZEEとの間で、同年12月1日を効力発生日として、株式交換契約を締結し(以下「**本件株式交換契約**」という。)、同年12月1日、THDは本件株式交換により、ZEEを完全子会社化した。

その際、THDは、ZEEの取得原価(ZEEとの本件株式交換の際に発行されたTHD株式の時価相当額)と2015年(平成27年)12月1日時点のZEEの時価純資産額の差額17億3994万円を本件のれんとして計上した。

2018(平成30年)5月15日、THDは、ZEEの業績が当初策定の計画を下回って推移していること等を踏まえ、今後の事業計画を見直し、回収可能価格を検討した結果、2018年(平成30年)3月期第4四半期において、本件のれんの減損損失として14億4000万円を計上する方針である旨を公表した。

当該減損損失の計上について、ZEEの事業の状況を踏まえると、より早い時期に減損損失を計上すべきではなかったか、及び減損損失の計上金額の妥当性が問題となる。

(2) 事実関係

ア THDがZEEを完全子会社化するに至った経緯

(7) ZEEの沿革

現在ZEEの最高技術責任者(CTO)を務めるA氏は、ZEEの設立前から、A氏自身が設計開発したゴミを炭化する炭化装置の製造販売を行っていた。

現在ZEEの取締役を務めるB氏は、2008年(平成20年)8月13日、ZEEを設立し、A氏を最高技術責任者に据え、ガス化装置を発展させた発電装置の開発を進め²ていた。

ZEEは、2013年度(平成25年度)の林野庁補助事業「木質バイオマス産業化促進事業」の承認を受け、林野庁から助成金の交付を受け、木質バイオマス発電装置の実証機を製造し、2014年(平成26年)3月には、木質ペレットを燃料とする発電に成功した。

² 2010年(平成22年)11月8日には、ZEEは、開発者をA氏、出願人をA氏、B氏、C氏及びZEEとして、タールの生成量が少ないガス化炉及びガス化システムについて特許出願を行い、2015年(平成27年)2月6日付けで同特許が登録された。

(イ) THD が ZEE への投資を決定した経緯

THD グループは、子会社の 트레이ダーズ証券株式会社(以下「**トレーダーズ証券**」という。)が手がけていた外国為替取引事業(以下「**FX 事業**」という。)を収益の柱としていた。しかし、トレーダーズ証券の FX 事業の業績の悪化を受けて、THD の役員らは、今後、THD グループにおいて FX 事業のみを収益の柱とするのではなく、新たな収益の柱となる事業分野への進出が必要不可欠であると考えていた。

折しも、我が国では、東日本大震災及び原発事故の影響や、2012 年(平成 24 年)7 月から、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により制定。以下「**FIT 制度**」という。)が開始されたこともあり、再生可能エネルギーによる発電への関心が高まっていた。

THD 取締役の D 氏及び取締役の E 氏は、知人の紹介で、木質バイオマス発電事業に取り組んでいた ZEE を知り、E 氏及び F 氏が ZEE のオフィスに赴き、ZEE の事業内容の実態を見る中で、大手電力会社や官公庁なども、ZEE の木質バイオマス発電事業に興味を持っていることを知るに至り、THD グループの新たな事業として、木質バイオマス発電事業が適切であると考え、下記(ウ)のとおり、ZEE に投資することとした。

(ウ) 本件株式交換契約に至る経緯

2013 年(平成 25 年)4 月 30 日、THD は、第三者割当増資により ZEE に 3150 万円を出資し、当時の ZEE の議決権の 20%となる 210 株を、1 株当たり 15 万円で取得した。

その後、2015 年(平成 27 年)4 月から、FIT 制度において、バイオマス発電により発電された電力の買取価格が従来の 1kW 当たり 32 円から 40 円と増額されるなど、国内のバイオマス発電への注目度が高まっていた。

また、ZEE は、2013 年度(平成 25 年度)の林野庁補助事業「木質バイオマス産業化促進事業」の承認を受け、林野庁から助成金の交付を受け、木質バイオマス発電装置の実証機を製作し、2014 年(平成 26 年)3 月には、実証機を完成させ発電を実現させるに至り、ZEE の木質バイオマス発電技術に対する注目度は高まっていた。

さらに、ZEE は、本件株式交換契約を締結した 2015 年(平成 27 年)9 月 15 日時点までに、下記 I ～ III のとおり、既に複数の事業者から、木質バイオマス発電装置の製造販売案件を受注し、又は受注に向けた活動が行われていた。特に、THD は、下記 II 記載のとおり、ZEE が、2015 年(平成 27 年)4 月に、国内大手の a 社から、長野県 α における木質バイオマス発電装置について、製造・設置することを受注した(以下「**α 案件**」という。)ことを受けて、ZEE の木質バイオマス発電技術は、a 社のような大手企業からも評価されており、ZEE が手がける木質バイオマス発電事業の将来性は高いと考えるようになっていた。

以上の状況を受けて、THD は、ZEE の手がける木質バイオマス発電事業を、THD グループにおける FX 事業に次ぐ第 2 の事業の柱とし、今後 THD が持続的に成長拡大する原動力と

することができる判断し、ZEE を完全子会社化することを決定した。ただし、当時、THD は ZEE の株式すべてについて、現金を対価として取得する資力を有していなかったため、株式交換の方法によることとした。

I 長野県βにおける木質バイオマス発電装置の製造販売案件

ZEE は、2014 年(平成 26 年)5 月 7 日、通信販売事業を手がける c 社及び c 社が木質バイオマス発電装置の所有者として予定していた d 社から、長野県βにおける木質バイオマス発電装置の製造販売を受注し(以下「β案件」という。)、2015 年(平成 27 年)6 月、木質バイオマス発電装置を完成させ、発電を開始した。

i 売買契約の締結に至るまでの経緯

ZEE は、2013 年(平成 25 年)7 月中旬頃、c 社から、c 社が長野県βで運営する戊において、木質バイオマス発電事業を行うことについて提案を受け、ZEE もこれに応じた。

2013 年(平成 25 年)9 月、c 社は、e 社に対して、系統連系のための接続検討申込書を提出し、2014 年(平成 26 年)3 月 26 日頃には、経済産業省関東経済産業局から、バイオマス発電事業者として再生可能エネルギー発電設備の認定を得た。

2014 年(平成 26 年)5 月 7 日、ZEE は、c 社が 2013 年(平成 25 年)9 月に電力事業の主体として設立した d 社との間で売買契約を締結した。

ii 売買契約の内容

ZEE が、2014 年(平成 26 年)5 月 7 日に d 社との間で締結した売買契約の概要は下記のとおりである。

- ① 売買代金： 円
- ② 納入日³： 2014 年(平成 26 年)9 月 31 日
- ③ 工事完了期限日⁴： 2015 年(平成 27 年)1 月 31 日

³ 納入日とは、ZEE が木質バイオマス発電装置一式の設置・据付に必要な機械・部品等を戊に納入する日のことである。

⁴ 工事完了期限日とは、ZEE が戊において、木質バイオマス発電装置一式の設置・据付工事・調整工事を完了する期限日のことである。

④ 主な仕様⁵

発電量： 180kW×2 基

β 案件による売電収入は、年間運転日数を 330 日とし、1 日運転時間を 24 時間とする形で試算されていた(契約書上は明記されていなかった。)

iii 2015 年(平成 27 年)6 月 30 日付け検収

ZEE と c 社は、2014 年(平成 26 年)5 月 7 日の売買契約の締結時点においては、e 社との系統連系による売電を予定していたが、2014 年(平成 26 年)12 月、e 社から、系統連系が可能になる時期は、早くとも 2016 年(平成 28 年)10 月である旨の回答を受領した。

このため、2015 年(平成 27 年)3 月 24 日の打合せにおいて、ZEE と d 社は、一旦、売電を断念し、自家発電による利用を先行させることとし、同年 4 月、ZEE は、d 社から、自家発電利用とするための変更追加工事を受注した。

2015 年(平成 27 年)6 月 2 日、ZEE は木質バイオマス発電装置の設置・据付を完了し、同月 4 日、当該装置の竣工式が行われた。

2015 年(平成 27 年)6 月 30 日、ZEE が製造した木質バイオマス発電装置について、d 社による検収が行われた。ただし、当該検収の際、「追加導入の排熱乾燥機、集塵機、非常用発電保護設備、負荷抵抗器」を別途検収とすることなどが定められていた。

この検収を受けて、ZEE は、2015 年(平成 27 年)7 月、d 社から、検収等の完了が支払条件とされていた代金 XXXXXXXXXX 円の支払いを受けた。

iv 検収後の状況

ZEE が木質バイオマス発電装置の設置・据付を完了した後も、c 社には発電装置を備えた施設の運営の知見がなく、また、ZEE にとっても、第 1 号機の安定稼働を実現することは、今後の ZEE の事業を展開する上でも重要であったことなどから、ZEE は、発電装置を稼働させるため、ZEE の作業員を戊に派遣していた。ただし、ZEE は d 社との間で保守契約などは締結していなかった。

2015 年(平成 27 年)9 月初旬、ZEE は、1 基ずつの運転において、自家発電利用として 70kW での 24 時間の連続運転を行っていたが、ガス化装置の不具合と木質チップの仕様不適合などにより、当初の仕様どおりに木質バイオマス発電装置を 180kW で 2 機を連続運転するには至っていなかった。

⁵ ZEE 及び d 社が、仕様書記載の仕様からの変更を希望する場合、相手方に対して、書面により協議を要請し、相手方がこれに応じる場合には、ZEE と d 社は、協議の上、仕様を変更することができるとされ、その場合、仕様変更に伴う追加費用についても協議により定めるとされた。

II 長野県αにおける木質バイオマス発電装置製造販売案件(α案件)

i 売買契約の締結に至るまでの経緯

2015年(平成27年)4月30日、ZEEは、国内大手のa社から、長野県αにおける木質バイオマス発電装置の製造販売を受注した(α案件)。

2013年(平成25年)6月12日、日経産業新聞に、ZEEが、発電量1000kWでタール量を抑えた木質バイオマス発電システムを開発し、同年8月に稼働を始める旨の記事が掲載された。当時、a社は、新たに再生可能エネルギー事業を展開することを考えており、長野県αの己に、発電量が2000kW規模の小型の再生可能エネルギーを用いた発電設備を導入すると共に、発電装置から発生する熱を己のビニールハウスに供給することを検討していた。

a社のG氏及び同社のH氏は、ZEEの木質バイオマス発電装置に関する新聞記事を見て、ZEEの小型かつタール量が抑えられた木質バイオマス発電装置に興味を持った。

2013年(平成25年)7月30日、G氏及びH氏らは、富山県のZEEの研究所を訪れ、発電量180kWの木質バイオマス発電装置の実証機を見学した。G氏及びH氏らは、当時、ZEEのI氏及び同社の営業担当を務めていたJ氏から、実証機の仕組みを説明された上で、木質バイオマス発電装置の稼働を確認した。I氏らがG氏及びH氏らに交付した木質バイオマス発電装置に関する資料には、ZEEの木質バイオマス発電装置からはタールがほとんど発生せず、運転時間を24時間、運転日数を330日とすることが前提条件として記載されていた。

その後、ZEEは、a社との間で打合せを重ね、2014年(平成26年)6月5日、a社は、取締役会において、ZEEの木質バイオマス発電装置の導入方針を決定し、売電量500kWの木質バイオマス発電装置を4基導入することとした。

2014年(平成26年)10月14日、ZEEとa社との間で、2015年(平成27年)9月の試運転開始を目標にプロジェクトを進行していくことが合意された。

2014年(平成26年)11月21日、a社は、e社に対して、系統連系申請を行った。

2015年(平成27年)1月27日、ZEEは、総額 [REDACTED] 円の見積書を作成し、a社に交付した。

2015年(平成27年)2月27日から同年4月9日にかけて、ZEEとa社との間では、売買契約書案について加筆修正が繰り返され⁶、並行して、ZEEは、a社に対して木質バイオマス発電装置の仕様書を送付した。

⁶ 売買契約書案について加筆修正を行う中で、a社の担当者は、不合格品の取扱いについて、ZEEの担当者から「基準にわずかに満たない場合で、かつ、修繕が可能なのであれば、修繕して基準を満たすようにするのが望ましいので、解除については、仕様に著しく満たない場合に限るべきです。」と提案され、「仕様書の基準に適合せず、且つ、合理的な期間内に改善措置が見込めない場合には、当方から契約解除できるようにしていただく必要があります。」と回答していた。

2015年(平成27年)4月24日、a社は、己において、木質バイオマス発電装置を備えたエネルギーセンターの建設を社内決定し、同月30日、ZEE及びa社は、売買契約を締結した。

ii 売買契約の内容

ZEEが、2015年(平成27年)4月30日にa社との間で締結した売買契約の概要は下記のとおりである。

- ① 売買代金： XXXXXXXXXX円
- ② 納入日⁷： 2015年(平成27年)12月31日
- ③ 工事完了期限日⁸： 2016年(平成28年)3月20日

④ 主な仕様

発電端出力： 1900kW
発電量： 475kW(最大出力)×4基
年間稼働及び定期点検： 年間330日稼働

メンテナンスによる停止予定は以下のとおり

運転期間(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
停止日数(日)	2	2	3	2	2	6	2	2	3	2	2	6

タール量： $\leq 20\text{mg/N m}^3$

a社は、売買契約締結後の2015年(平成27年)6月23日、己において、木質バイオマス発電装置を活用した熱供給及び発電に取り組むことを、自社のホームページで発表した。

一方、ZEEも、2015年(平成27年)6月23日、自社ホームページにおいて、a社との間で木質バイオマス発電装置の売買契約を締結したことを公表した。

III 山形県γにおける木質バイオマス発電装置の製造販売案件

2013年(平成25年)8月30日、ZEEは、f社と共同出資し、b社を設立した。

2014年(平成26年)11月25日、ZEEは、b社との間で、b社がZEEに対して、木質バイオマス発電装置の設置計画及び設計並びに再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する各種申請の業務を委託する旨の基本設計委託契約を締結した。

⁷ 納入日とは、ZEEが木質バイオマス発電装置一式の設置・据付に必要な機械・部品等を己に納入する日のことである。

⁸ 工事完了期限日とは、ZEEが己において、木質バイオマス発電装置一式の設置・据付工事・調整工事を実施し、かつ連続2週間以上の試運転調整を完了する期限日のことである。

その後、b社は、ZEEからの提案を受けて、山形県γにおいて木質バイオマス発電事業の第1号案件を進めることとした(以下、山形県γにおける案件を「γ案件」という。)

2015年(平成27年)4月21日、b社は、木質バイオマス発電装置の燃料である木質チップの原料となる間伐材及び主伐材の調達の見込を立て、2015年(平成27年)6月9日、経済産業大臣に対して、γ案件についての再生可能エネルギー発電設備認定申請書を提出し、同年11月11日、同認定を取得した。

2015年(平成27年)7月28日、ZEEは、山形県γ及びb社との三者間で、三者が一体となって木質バイオマス発電事業を円滑に推進していくことを目的とした覚書を締結した。

(イ) 本件株式交換契約締結の際のZEEの株式価値等の評価要素等

I 本件株式交換契約締結の際の、THDによるZEEの株式価値の評価

上記(ウ)記載のとおり、THDは、株式交換の方法によりZEEを子会社化することとし、本件株式交換契約の締結に際し、ZEEの株式価値総額を10億円と評価した。

なお、THDは、本件株式交換の交換比率を決定するに際し、第三者算定機関であるg社にZEEの株式価値の算定を委託し、g社は、DCF法により、ZEEの株式価値総額の最低評価額を15億9400万円(1株当たり約50万)と算定していたが、THDは、ZEEの株式価値総額を10億円と評価した。

II THDによる評価

ZEEは、中期損益計画の策定に際して、当時商談中の案件から、案件の進捗状況、発電事業主の事業に対する意欲や資金力、個々の案件の事業環境を総合的に勘案し、α案件及びγ案件を含む、23件の案件を選定し、2016年(平成28年)6月期から2020年6月期までの5年間の設備売上計画(以下「目標シナリオ」という。)を策定していたが、THDのK氏らの指摘を受け、目標シナリオにおいて対象とされている23件のプロジェクトのうち、進捗ステータス、事業主の資金力等を勘案し、更に受注の確度が相当高いとZEEが見込んでいた案件を12件に絞り込んで、ストレスシナリオの損益計画(以下「ストレスシナリオ」という。)も策定した。

THDは、ZEEの中期損益計画のうち、目標シナリオではなく、ストレスシナリオを前提とした上で、ZEEの株式価値を算定することとした。

なお、当時、THDは、本件株式交換により、THDが同社の支配株主に準じるL氏からZEEの株式を取得することになるため、ZEEの株式価値の算定の前提となるZEEの中期損益計画について、ZEEと利害関係を有さない外部の専門家による意見を求めることとし、調査委員会を設置し(以下「株式交換調査委員会」という。)、株式価値算定の基礎資料として利用可能な合理性を備えているかについて、検討を依頼した。その結果、株式交換調査委員

会から、中期損益計画(目標シナリオ)について、「著しく希望的な観測に基づく不合理な計画になっておらず、株式価値算定の基礎資料として利用可能な合理性を備えたものである」との評価を受けた。

THD は、本件株式交換契約の締結に当たり、中期損益計画(ストレスシナリオ)を基に、 α 案件及び γ 案件を含めた合計 12 件の案件について、2016 年(平成 28 年)6 月期から 2020 年 6 月期までの 5 年間、設備売上が計上されると予測した。

THD としては、ZEE が、 α 案件において、国内大手である a 社と売買契約を締結したという実績があったこと、 β 案件において既に木質バイオマス発電装置の製造・引渡しを完了し売電を開始していたことから α 案件以降の案件も短期間で順調な成果を上げることができると考えていたこと、及び上記(ウ)Ⅲ記載のとおり、ZEE が b 社と共同して木質バイオマス発電事業を進め始めたことから、ZEE の事業の将来性に期待していた。

THD は、上記のような事実を考慮しつつ B 氏と交渉を行い、本件株式交換契約の締結に当たり、ZEE の株式価値総額を 10 億円と評価した。

イ 本件株式交換契約締結後の ZEE の状況

(7) 概要

上記ア(ウ)記載のとおり、ZEE は 2015 年(平成 27 年)9 月時点で、既に β 案件及び α 案件を受注しており、そのうち β 案件については、既に発電を開始していた。

しかし、2018 年(平成 30 年)6 月末時点にいたるまで、ZEE の事業は、THD が当初中期損益計画(ストレスシナリオ)などで見込んでいたような成果を上げることはできていない。

β 案件については、本件株式交換契約締結時点で、木質バイオマス発電装置の検収は完了していたが、仕様に適合した木質チップが調達できないなどの問題が発生し、安定的な運転を確立できない状態が続いた。下記(イ)記載のとおり、本件株式交換後の 2016 年(平成 28 年)9 月 20 日に系統連系を行ったが、その後、エンジンの不具合、木質チップの不足などの問題を解決することができず、d 社は、2018 年(平成 30 年)3 月以降、運転を停止した。

α 案件については、下記(ウ)記載のとおり、ZEE は、売買契約書で定められた 2016 年(平成 28 年)3 月 20 日の工事完了期限日を度々延長した後、2017 年(平成 29 年)5 月 15 日に、THD、ZEE 及び a 社の 3 社間で、2017 年(平成 29 年)7 月末日までに ZEE が木質バイオマス発電装置の 1 系統について 2 週間の連続運転を実施すること、及びそれを THD が保証する旨の合意書を締結したものの、ZEE は、2017 年(平成 29 年)7 月末日までに、これを達成することができず、2017 年(平成 29 年)7 月 31 日、a 社から売買契約を解除されるに至った。

γ 案件については、ZEE は、2015 年(平成 27 年)11 月 19 日付けで、b 社との間で、2016 年(平成 28 年)11 月 30 日を納期として、木質バイオマス発電装置の製造・設置を目的とす

る売買契約を締結し、2017年(平成29年)1月31日に検収したが、下記(エ)記載のとおり、γ案件で製造された木質バイオマス発電装置は、現在に至るまで、b社と当初合意していたとおりの性能が発揮されておらず、ZEEにおいて、性能改善のための作業を続けている段階である。

本件株式交換の際のZEEの中期損益計画(ストレスシナリオ)内で予定されていた案件12件のうち、α案件及びγ案件以外はいずれも、売買契約の締結に至っていない⁹。

b社のM氏は、γ案件での安定稼働が実現すれば、滋賀県δにおける案件(以下「δ案件」という。)に取り組む意思を有している。

(イ) β案件

I 本件株式交換契約締結後の状況

上記ア(ウ)I iv記載のとおり、β案件においては、ZEEは、木質バイオマス発電装置の据付を完了した後も、発電装置を稼働させるため、ZEEの作業員を戊に派遣していた。

しかし、本件株式交換後も、仕様通りの180kWの出力は達成できておらず、ZEEは、N氏にβ案件の現場で指揮をとらせ、ガス化装置の不具合に対応するため、ガス冷却装置の改善等の工事を行った¹⁰。もっとも、木質バイオマス発電装置そのものの問題以外に、木質チップについても、売買契約上定めていた大きさを満たさない木質チップが納入される事態が続いていた。

このような中、2015年(平成27年)12月22日、自家発電した電力が戊内の温泉施設へ送電されるようになった。ただし、2016年(平成28年)2月中旬以降に、エンジン系統に問題が生じ、同年4月19日時点では、2機のエンジンのうち、1機について70kWで稼働していた。

II 系統連系後

2016年(平成28年)9月20日、d社は、e社との系統連系を実現し、売電を開始した。短時間であれば2基ともそれぞれ146kWでの売電を達成したことはあったものの、エンジンのトラブルなどもあり、高出力の連続運転は数時間程度にとどまっていた状態で推移した。

⁹ γ案件については、2018年(平成30年)6月23日時点で、1系統のみではあるものの、平均発電量300kW以上で90時間を超える連続運転を達成し、当該連続運転による総発電量は3万285kWに達した。また、売電量としても2018年(平成30年)5月28日から同年6月25日までの間の売電量は、5万1610kWに達した。

¹⁰ ただし、ZEEが提案した熱交換器の設置等の工事は、電気事業法上の届出が必要であり、c社側の届出遅延なども相まって、2015年(平成27年)11月下旬から行われた。

2017年(平成29年)4月頃、ZEEは、定期的なサイクルでの運転に向けて見通しがついてきたと考え、c社に対し、同年6月頃からメンテナンス契約への移行を提案したが、結局メンテナンス契約の締結には至らなかった。

その後、c社は、乾燥した木質チップの必要量を調達できず、木質バイオマス発電装置2基両方をフル稼働させるだけの木質チップが供給されない状態が続き、特に2018年(平成30年)2月以降、木質チップの価格が上がったこと[REDACTED]などの理由から木質チップが供給されなくなり、木質バイオマス発電装置を停止させることが多くなった。

最終的に、ZEEは、2018年(平成30年)3月28日、c社から、チップを手配することができないことなどを理由として、β案件に関する木質バイオマス発電装置を一時停止したいとの申入れを受け、同装置の稼働を完全に停止した。

2018年(平成30年)6月まで、ZEEは1名を戊に常駐させて保守作業を行い、その後、現地事務所からZEEの人員や備品を撤収する作業を行っている。

(ウ) α案件

I 本件株式交換契約締結時からa社との協働の開始までの経緯

2016年(平成28年)1月7日、ZEEは、a社との間で、工事完了期限日を2016年(平成28年)5月10日に変更する旨の合意書を締結した¹¹。

2016年(平成28年)4月22日、ZEEは、a社との間で、工事完了期限日を2016年(平成28年)5月24日とする旨の合意をした。

2016年(平成28年)5月24日、ZEEは、4系統全ての系統連系に成功し、「センター完成記念祝賀会」が開催された。もっとも、系統連系は、通電を確認するものであって仕様に定めた出力が出たものではなかった。

2016年(平成28年)8月17日、ZEEは、定格出力を出すために、下記Ⅱii記載のとおり冷却装置として冷却塔(以下「クーリングタワー」という。)を導入することとし、同年11月12日、クーリングタワーを設置し、全系統で定格出力を出すことに成功した(ただし、個別の運転による定格出力であって同時運転させたものではなかった。)。しかし、出力増加に伴いタール及びダストが大量に排出され、木質バイオマス発電装置の稼働が困難な状況となり、ZEEは、下記Ⅱiii記載のとおり、ダストキャッチャーを設置した。

2016年(平成28年)11月15日、ZEEは、a社に対して、定格運転の開始日を2016年(平成28年)11月23日から2016年(平成28年)11月28日に変更する旨求め、a社の了承を得た。

2016年(平成28年)11月28日、a社は、ZEEに対して、ZEEがa社に対して負担する木

¹¹ 同合意書には、工事完了期限日の変更理由についての記載はない。

質バイオマス発電装置一式及び木質バイオマス発電装置一式の設置・据付に必要な各機械・部品等の納入の遅延損害金を担保するために、同日までに已に納入されている木質バイオマス発電装置一式について、動産譲渡担保を設定した。

II 仕様変更の経緯及び内容

i ラジエーターについて

a 社は、β案件の木質バイオマス発電装置を見学し、ラジエーターから生じる騒音が想定以上に大きいことが判明したため、ZEE に対して、ラジエーターの騒音により己の周辺住民が木質バイオマス発電装置の設置に反対することを避けるために、静音型のラジエーターに変更するように依頼し、ZEE は静音型のラジエーターに変更した上で、2016 年(平成 28 年)3 月頃納入した。

ii 冷却装置について

a 社の担当者は、売買契約締結前は、冷却方式を空冷式のものとすることを要望していたものの、2016 年(平成 28 年)6 月頃、ZEE が、a 社に対して、定格出力を出すため、水冷式による冷却を提案し、2016 年(平成 28 年)10 月頃、ZEE は、a 社の了解を得てクーリングタワーを設置した。

iii ダストキャッチャーについて

クーリングタワーの設置後、木質バイオマス発電装置の出力上昇に伴い、タールやダストが大量に排出されるようになったことから、ZEE は、a 社との間で、タール・ダスト除去設備の設置に関する打合せを実施した上で、2016 年(平成 28 年)11 月 14 日に、ダストキャッチャーの追加設置工事を開始し、2016 年(平成 28 年)11 月末、ZEE はダストキャッチャーの追加設置工事を完了し、試運転を開始した。

iv 乾燥機について

ZEE は、α案件の売買契約締結当初、ガス化装置の一部にチップボイラーを設置して、ボイラーからの廃熱により、チップを乾燥させることを予定していたが、納期や費用の問題から、最終的には、ガス化装置とは別にチップ乾燥機を自作して、チップを乾燥させることとした。

Ⅲ a社技術担当者らとの協働について

2016年(平成28年)12月15日、ZEEは、a社側から、a社側責任者をG氏からa社のO氏に変更する旨伝えられた¹²。

2016年(平成28年)12月19日、ZEEとa社との会議において、ZEEは、a社のG氏、H氏及びP氏から、設備完成までに時間がかかりすぎであり、今後は問題に対する対応策をZEEが提起し、それについてa社の技術陣の承認を得るように求められた。

2016年(平成28年)12月20日に、体制を変更したa社の技術陣とZEEとの間の合同会議(以下、a社の技術陣とZEEとの会議を「合同会議」という。)が開かれた。この会議上でa社は、α案件における種々の問題のうち、タールの問題だけが残っていると指摘した。そこで、a社は、ZEEに対し、タール発生量が少なかった時のガス化装置の設計情報、安定運転時に計測された運転データ等などの開示を求め、ZEEはこれに応じて同月27日の合同会議以降、ガス化装置開発経緯やガス化装置設計図面等の開示を行った。また、ZEEは、それまでは装置内の温度を測定する計器等を取り付けていなかったが、a社の発案により装置内の温度や圧力を測定する計器を設置することとした。

2017年(平成29年)1月24日の合同会議において、ZEEとa社との間で、2017年(平成29年)3月末までの調整運転の進め方が決定された。その内容は、タール量を減少しなければ連続運転は不可能である¹³との考えから、ZEEは、まずはガスエンジン入口のタール濃度を $15\text{mg}/\text{N m}^3$ ¹⁴とすることと、24時間の連続運転を当面の目標として設定し、これが達成できた時の次の目標としてガスを $1000\text{N m}^3/\text{h}$ 、 $4.5\text{MJ}/\text{N m}^3$ 発生させることとするものであった。

Ⅳ 3月末に向けた試験運転について

2017年(平成29年)2月7日から、ZEEが調整運転を開始したが、技術的な問題が発生したことにより、ガス化装置の運転ができなくなり、また、同月14日及び同月22日には木質バイオマス発電装置から水漏れが発生した。

なお、これらの対応と並行して、2017年(平成29年)2月20日には、P氏からB氏、C

¹²



¹³ タールがエンジンに詰まると、エンジンが停止してしまうため、エンジンを連続して稼働させるためにはタール量を減少させることが必要だと考えられていた。

¹⁴ なお、G氏によると、タール $15\text{mg}/\text{N m}^3$ という数値は、ZEEがエンジンメーカーであるh社からエンジンを購入した時のエンジンの仕様書に記載されたタール量を元に決められたものである(売買契約時にa社に提示された仕様書は、見積り時にh社が提示した仕様書である。)

氏及び丁氏に対して、共同開発契約書の草案がメールで送られた。同月 24 日、ZEE が a 社に対して同草案に関する質問を電子メールで送信したものの、それに対して a 社側からの応答はなかった。

2017 年(平成 29 年)3 月末までの時点におけるタール量の発生状況は以下のとおりである(測定箇所はいずれもエンジン入口を指す。)

2016 年(平成 28 年)12 月 1 日 : 2100mg/N m³

2017 年(平成 29 年)3 月 26 日から同月 29 日 : 160~620mg/N m³¹⁵

2017 年(平成 29 年)3 月末の時点において、ZEE は、同年 1 月 24 日に設定されたタール量及び連続運転時間の目標は達成できていなかった。

2017 年(平成 29 年)3 月 29 日、ZEE は、B 氏及び F 氏名義で a 社宛てに文書を発出し、タールの排出量の抑制について、一定の成果が出てきていることなどを挙げて、2017 年(平成 29 年)4 月 14 日の a 社との合同会議が開かれるまでの間の試運転調整継続を要請した。また、2017 年(平成 29 年)3 月 31 日には、THD 名義でも重ねて同内容の要請を行った。

このような a 社とのやりとりと並行して、ZEE は h 社に対してエンジンに入れるガスのタール濃度許容量を上げることができないか問い合わせていたところ、2017 年(平成 29 年)4 月 5 日、ZEE と h 社の間で、「タール数値 20mg/Nm³ 以下の要求値を 100mg/Nm³ とする。ZEE はタール含有値の緩和要求に伴う運転上や品質面での問題発生に対し、h 社側へいかなる賠償を求めず、自らの責とすること」などを内容とする合意が交わされた。

2017 年(平成 29 年)4 月 12 日、ZEE の取締役会において、C 氏より、回転フォークを改善したところ、タールが 2100mg/N m³から 210mg/N m³¹⁶まで削減できているものの、h 社のエンジンにおいて要求されている 100mg/N m³には達していないこと、現時点でガス化装置は 14 時間安定して稼働できているがそれ以上の長時間の運転はできていないことなどが報告され、翌日の THD の取締役会においても、タール濃度を 100mg/N m³まで削減するには至っておらず、さらなる調整が必要だが、今後の調整により達成する見込みがあることが報告された。その際、同月 14 日に予定されている a 社との合同会議において a 社から事

¹⁵ 最小値は 2017 年(平成 29 年)3 月 29 日測定分の 160mg/N m³であり、最大値が同月 28 日の 620mg/N m³であった。なお、同月 27 日の測定結果に 27mg/N m³という数値が計測されているが、これは C 氏によると、ガスを発生させていないブランク状態での測定値である。

¹⁶ 2017 年(平成 29 年)3 月 29 日に 160mg/N m³のタール量が測定されていたものの、当該測定結果が報告書としてまとめられたのは、2017 年(平成 29 年)4 月 21 日であったため、2017 年(平成 29 年)4 月 12 日の取締役会時点においては、2017 年(平成 29 年)3 月 29 日に測定したタール値についてはまだ明らかとなっていなかったため、210mg/N m³として報告されていた。

業継続可否の判断が下されることとなっており、継続の判断がなされれば、設備の改良工事に向けて手配を進め、7月末には検収運転を行う予定である旨が報告された。

2017年(平成29年)4月14日の合同会議において、ZEEは、a社から、現設備ではタールの減少は不可能であり、性能改善を実現するには、ほとんどの装置を全面的に改造する必要があり、設備の実用的な運転は不可能である旨告げられた。あわせて、ZEEは、a社から、THDによる保証がなければこれ以上の調整運転の継続は認められないこと、2017年(平成29年)4月13日付けZEE提出の工程表記載どおり、7月末日までに1系統につき2週間の連続運転を達成することが最後の期限であることが伝えられた。

2017年(平成29年)4月27日、THDは、a社に対して、D氏名義で、調整運転継続の依頼をするとともに、調整運転によって生ずるユーティリティー費、産業廃棄物処理費用及び現場で作業に携わるa社の作業員の人件費をZEEが負担する旨を表明した¹⁷。

V a社による契約解除に至る経緯

2017年(平成29年)4月14日の合同会議を経て、同年5月15日、THD、ZEE、a社の三社間において、合意書が作成された。この合意書では、試運転調整完了の条件として、

- ・ 2017年(平成29年)7月末日までに1系統につき2週間の連続運転で平均で475kW出力すること
- ・ 同年9月末日までに残りの3系統についても同様の条件を達成すること

が定められた。また、この合意書において、THDは、既に発生しているZEEのa社に対する遅延損害金や売買契約が解除された場合に生ずる既払代金の返還義務等、ZEEがa社に対して負う債務の全てについてZEEと連帯して保証することが定められたほか、2016年(平成28年)5月25日から2017年(平成29年)3月31日までの遅延損害金の支払いが定められた。

THDが、ZEEがa社に対して負う債務を保証した理由は、D氏自身が、THD全社を挙げて、合意書で要求された条件の達成に向けてできることは全てやりたいと考えていたためであった。THDが、α案件にZEEの人的資源を集中させ、THDからもE氏やF氏を現場に張り付かせた理由は、THDのD氏が、合意書の条件を達成できると考えていたためであった。

2017年(平成29年)6月15日、ZEEの運転調整中の操作ミスにより事故が発生し、さらに同月19日、木質バイオマス発電装置の一部が発火した。

2017年(平成29年)6月15日、a社は、これらの一連の事故を受け、同月27日の合同会議までの間、ガス化装置の運転を停止するよう指示した。さらに同月27日の合同会議において、a社は、ZEEに対して、十分な安全対策の確認が取れるまでガス化装置の運転を

¹⁷ ただし、ZEEが負担する人件費は、α案件の現場作業員として現地で雇用されていた作業員の人件費を対象とするもので、a社本社からαに派遣されていたa社従業員の人件費はZEEの負担の範囲外であった。

禁止した。

2017年(平成29年)7月7日、a社、ZEE、THDの三社間において、装置の外部で火や炎が確認された場合、a社は直ちに売買契約を解除できるとすることなどを内容とする合意書があらためて締結された。

2017年(平成29年)7月12日、ZEEは、a社から運転再開の了承を得て、運転を再開させた。

2017年(平成29年)7月15日、C氏は、F氏及びE氏にメールを送信し、a社との間の三社合意書では、9月末にタール濃度を20mg/N m³とすることとなっているが、ガスを発生させていないブランク状態の測定でさえタール濃度が27~46mg/N m³と測定されており、現状では合意書の条件を達成することができないこと、達成するためには大規模な改修工事が必要であり、それには多額の費用を要する上、改造のための設計を作成した上でa社の承諾を得なければならず、期限に間に合わない可能性が高いことなどを電子メールで報告した。

2017年(平成29年)7月18日午前零時から検収のための2週間の連続運転を開始したが、同月20日にエンジンが停止した。

2017年(平成29年)7月24日、THDとZEEは連名で、あらためてa社に対し、7月末までの運転継続の依頼をしたが、同日の合同会議の席上において、ZEEは、a社のP氏から「a社としては既に不合格とみなしている」と述べられた。

2017年(平成29年)7月21日から同月29日までの間に測定したタール濃度は、最小で69mg/N m³、最大で1321mg/N m³であった。この間は、空気量の調整等によりタール量がどのように変化するか確認しながらの測定であった。

2017年(平成29年)7月27日付けでa社からZEE宛てに7月31日付けで売買契約を解除する旨の通知が出され、同月31日に、売買契約が解除された。

(I) γ案件

I b社との売買契約の締結

ZEEは、2015年(平成27年)11月19日、b社との間で、山形県γの乙に木質バイオマス発電装置一式を納入することなどを内容とする売買契約を締結した。γ案件に関する売買契約の概要は、下記のとおりである¹⁸。

① 売買代金： ██████████ 円

¹⁸ γ案件に関する売買契約では、売買代金が ██████████ 円、工事完了期限日が2016年(平成28年)11月30日とされていたが、b社は、売買契約書で定められた発電端出力や発電量、年間稼働日数等の諸条件にこだわるのではなく、ひとまず、契約書の納期及び代金額を前提に案件への取組を開始し、問題が生じれば事後的に契約内容を変更・追加することがあり得ると考えていた。

② 納入日¹⁹： 2016年(平成28年)3月31日

③ 工事完了期限日²⁰：2016年(平成28年)11月30日

④ 主な仕様²¹

発電端出力： 1000kW
発電量： 500kW(最大出力)×2基
年間稼働及び定期点検： 年間330日稼働

メンテナンスによる停止予定は以下のとおり

運転期間(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
停止日数(日)	2	2	3	2	2	6	2	2	3	2	2	6

II 納期の遅れと追加工事の発生

上記I記載のとおり、γ案件に関する売買契約においては、γ案件における工事完了期限日は2016年(平成28年)11月30日とされていたが、同日時点では、工事は完了していなかった。

むしろ、ZEEは、上記(ウ)II iii記載のα案件において導入したダストキャッチャーをγ案件においても導入することを提案し、2016年(平成28年)11月30日、b社との間で、ダストキャッチャーの製作及び取付工事(以下「γ案件に関する第1追加工事」という。)を内容とする売買契約を締結した。

当該売買契約では、γ案件に関する第1追加工事の費用として、b社が、ZEEに対し、
■■■■円を支払うこととされた。

III 系統連系の実施及び木質バイオマス発電装置の検取引渡し

γ案件の系統連系は、当初、2016年(平成28年)10月27日に実施予定であったが、工程表の予定より3か月程度遅れた2017年(平成29年)1月中旬頃に実施された。

また、ZEEは、2017年(平成29年)1月31日、M氏の立会の下、γ案件の売買契約の対象である木質バイオマス発電装置本体とあわせて、γ案件に関する第1追加工事の対象で

¹⁹ 納入日とは、ZEEが木質バイオマス発電装置一式及び同装置一式の設置・据付に必要な機械・部品等を乙に納入する日を指す。

²⁰ 工事完了期限日とは、ZEEが乙において、木質バイオマス発電装置一式の設置・据付工事、調整工事を実施し、かつ連続1週間以上の試運転調整を完了する期限日を指す。

²¹ ZEE及びb社が、仕様書に定められた仕様の変更を希望する場合には、相手方に対し、書面により協議を要請し、相手方がこれに応じる場合には、協議の上合意をしたところに従い、書面にて木質バイオマス発電装置一式の仕様を変更することができ、仕様変更に伴う売買代金の変更についても協議の上定めるものとされた。

あるダストキャッチャー等を納入し、これらの検収を受けた。

IV 業務提携契約の締結

ZEE は、2017 年(平成 29 年)1 月 31 日の検収後も、木質バイオマス発電装置の性能を向上させるために、技術的問題を解決するための施策を講じており、そのために、b 社に既に納品した木質バイオマス発電装置を利用したり、b 社の従業員に作業を依頼することもあった。

そこで、ZEE は、2017 年(平成 29 年)6 月 1 日、b 社との間で、b 社が ZEE に対して、b 社の装置や b 社の従業員などを利用させることを目的とする業務提携契約を締結し、当該業務提携対価として、ZEE が、月額 [REDACTED] 円を支払うことを内容とする業務提携契約を締結した。

V 追加工事

ZEE は、2017 年(平成 29 年)6 月 12 日、b 社との間で、下記の追加工事(以下「γ案件に関する第 2 追加工事」という。)の実施を合意した。

- ① 売買代金： [REDACTED] 円(消費税込み)
- ② 追加工事費の内訳： 仮設現場作業費、搬送・貯留機器追加工事、ガス化装置追加工事、ダストキャッチャー・ガス冷却ユニット追加工事等

ZEE は、2017 年(平成 29 年)7 月 28 日、上記追加工事について、各種装置を乙に納入し、検収を受けた。

また、ZEE は、上記のγ案件に関する第 2 追加工事に係る検収以後の 2017 年(平成 29 年)9 月以降も、2018 年(平成 30 年)3 月までの間で、下記の追加改良工事(以下「γ案件に関する第 3 追加工事」という。)を継続的に行っている。

- ・ 回転フォークの改良工事
- ・ ダストキャッチャー等の改良工事
- ・ 安全性向上のための計測機器取付
- ・ 業務効率改善に向けての装置改良等の追加工事

VI 現在の状況

b 社は、当初、売電予定を 2016 年(平成 28 年)12 月 15 日と予定していたが、当初予定より 8 か月ほど遅れた 2017 年(平成 29 年)7 月 18 日、i 社に対する売電を開始した。売電開始後の月々の売電量は下表 2 のとおりである。

〈表 2 売電量(2017年(平成 29年)7月~2018年(平成 30年)6月)(単位:kWh)〉

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
3130	1万 3870	2万 1230	2万 2380	1万 190	1万 5200	1万 260	2万 2270	3万 4450	3万 4560	1万 7980	5万 1610

γ案件において、2018年(平成 29年)6月の売電量は過去最高の5万1610kWに至っているものの、現時点では、売電収入のみで採算が取れる状態には至っていない。

Ⅶ 今後の見通し

γ案件において、木質チップの製造業者から納入される木質チップは含水率が高い上、ZEEの設置した乾燥装置の能力が低いことから、現時点では、納入された木質チップについて、7日間かけて乾燥させており、木質チップの乾燥が完了するまで、木質バイオマス発電装置が稼働できない状況となっている。

そこで、ZEE及びb社は、2018年(平成 30年)2月以降、b社が木質チップの原料となる原木を購入し、原木を乾燥させた上、木質チップを取り扱う事業者を持ち込んで、木質チップを加工するという方法により、含水率の低い木質チップを調達するという施策を講じている。また、現在、ZEEは、新たに乾燥機を設置すべく、乾燥機メーカーと交渉を行っており、2019年(平成 31年)5月末頃までには、新たな乾燥機が乙に納品される予定である。

以上の点に加えて、γ案件では、木質バイオマス発電装置を稼働する際に飛散した炭(ダスト)について、ダストキャッチャーによる集塵をより効率的に行うため、ZEEでは、A氏の主導の下、集塵方法の改良に取り組んでいる。

(3) 会計処理の妥当性(本件のれんの減損処理について)

ア ZEEの木質バイオマス発電事業について

再生可能エネルギー事業の中でも、間伐材等の木質バイオマスをガス化させて発電を行う木質バイオマス発電は、一般的に、間伐材等の利用を通じて各地域の林業などにも好影響を与えることが期待できる事業とされている。そして、木質バイオマス発電において小型の発電装置を用いることができれば、比較的容易に設置場所を確保することができ、また、木質バイオマスの調達費用なども抑えることができる。

このような事情に鑑みれば、一般的に小型発電装置を用いた木質バイオマス発電事業は、注目度が高く、社会的なニーズは高いと考えられる。

しかしながら、ZEEが製造・設置した木質バイオマス発電装置が稼働しているのはγ案件のみにとどまっている上、γ案件においても、売電収入のみで採算が取れる状態には

至っていない。

ただし、ZEE としては、β 案件及び α 案件を通じて得られた知見を踏まえ、木質バイオマス発電装置について、安定的な稼働を実現するべく技術面及び運用面での改良を重ねていることも認められる。

かかる状況において、ZEE の木質バイオマス発電装置に関する事業の将来性については、技術的な問題に左右されるものであることから、当委員会の性質上、将来性の有無の判断までは行わないこととする。

イ ZEE の収益力の状況

(7) 本件株式交換契約締結時の見込みと実績の乖離

上記(2)ア(オ)記載のとおり、THD が本件株式交換契約の締結の際に根拠とした中期損益計画(ストレスシナリオ)において、2016年(平成28年)6月期から2020年6月期までに設備売上が計上されると予定されていた12件の案件のうち、実際に、ZEE が売買契約の締結に至った案件はα案件及びγ案件の2件のみである。

また、α案件については、上記(2)イ(ウ)Ⅴ記載のとおり、事業主たる a 社との売買契約は、2017年(平成29年)7月に解除されている。

さらに、上記(2)イ(エ)Ⅵ記載のとおり、γ案件についても未だ売電収入によって採算が取れる状態には至っていない。

(イ) α案件に係る売買契約解除の影響

THD は、上記(2)ア(オ)Ⅴ記載のとおり、本件株式交換契約の締結の際に ZEE の株式価値を算定するに当たり、α案件を重要案件と位置づけていた。

そもそも、α案件の受注金額(受注規模)は、中期損益計画(ストレスシナリオ)において言及されていた12件の案件の中で最高額の総額 [REDACTED] 円であり、THD は、ZEE が α 案件自体から大きな収益を得ることを見込んでいた。

さらに、THD の D 氏らは、α案件の事業主は国内大手の a 社であり、a 社が ZEE と売買契約を締結したということは、a 社としても ZEE の事業の将来性に期待しているものと理解していた。そのため、ZEE が木質バイオマス発電装置の実績に乏しくとも、a 社から総額 [REDACTED] 円規模の案件を受注したという事実によって、「ZEE の技術力を国内大手の a 社が認めた」という印象を世間を与えるなど、高い宣伝効果を有していると考えていた。実際、上記(2)ア(エ)Ⅱ ii 記載のとおり、a 社も、2015年(平成27年)6月23日時点において、α案件について、自社ホームページ内で、木質バイオマス発電だけではなく熱利用が予定されている事業として公表していた。

このように、THD は、ZEE が α 案件を成功させることによって、ZEE に対する評価が高ま

り、次なる案件に繋がると見越して、ZEE の将来的な収益力の高さを見込んでいた。

しかし、上記(2)イ(ウ)V 記載のとおり、ZEE は、 α 案件について、2017 年(平成 29 年)7 月 31 日、a 社から売買契約を解除されるに至った。

その結果、ZEE は、 α 案件について a 社から支払われる予定であった売買代金 ■■■■ ■■■■ 円を最終的に獲得できなくなった上、 α 案件から次の案件に繋がることもなく、THD が ZEE の将来的な収益力は高いと判断した前提が失われることとなった。また、a 社から売買契約を解除されたという事実はバイオマス発電業界の関係者に知られることになり、「ZEE が a 社の求める水準の木質バイオマス発電装置を製造することができなかった」というイメージが広まってしまったため、ZEE に対する評価は低下してしまった。

したがって、 α 案件において ZEE が a 社から売買契約を解除されたことによって、ZEE の収益力は著しく低下したと認められる。

(ウ) α 案件の売買契約解除の時点におけるその他の案件の状況

上記(2)ア(エ)II 記載の中期損益計画(ストレスシナリオの計画)において ZEE が受注する見込みとなっていた案件 12 件のうち、b 社が事業主となる案件は 7 件を占めていた。しかし、 α 案件について ZEE が a 社から売買契約を解除された 2017 年(平成 29 年)7 月時点では、b 社が事業主となる案件として、 γ 案件以外に着工に至っているものはなく、ZEE が具体的な収益を見込むことができる状況にはなかった。

(イ) 小括

以上より、ZEE は、 α 案件において ZEE が a 社から売買契約を解除されたことによって、b 社以外の事業者を取引相手とする案件による収益を具体的には見込めなくなっていた。また、ZEE は、 α 案件において ZEE が a 社から売買契約を解除された 2017 年(平成 29 年)7 月時点では、b 社が事業主となる案件について、 γ 案件以外に木質バイオマス発電装置の製造・設置に着手していたという事実は認められず、b 社以外が事業主となる案件の具体的な見通しも認められない。

したがって、ZEE は、 α 案件において、a 社が ZEE との売買契約を解除したことにより、収益力が大きく低下したと認められる。

ウ 本件のれんの減損の計上時期について

(7) THD における本件のれんの減損の検討方法

THD が、2015 年(平成 27 年)12 月 1 日に、本件株式交換に伴い計上した本件のれん 17 億 3994 万円は、償却期間を 20 年として、定額償却がなされていた。同時に、THD では「固定

資産の減損に係る会計基準」(2002年(平成14年)8月9日企業会計審議会)(以下「減損会計基準」という。)に従い、本件のれんの減損の検討を2016年(平成28年)3月期第3四半期以降の各四半期末に行っている。

THDは、ZEE全体を、減損会計基準6項(1)の定める「他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位」としてとらえて、減損損失を認識するかどうかを検討する対象としており、減損会計基準に従い、次の4項目のいずれかに該当する場合は、減損の兆候としている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること²²(おおむね2年)。② 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。③ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。④ 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと。 |
|--|

(イ) 2017年(平成29年)3月期における本件のれんの減損の要否

I THDにおける2017年(平成29年)3月期における減損の兆候の検討

THDでは、2017年(平成29年)3月期において、本件のれんに関し、4項目全てについて、減損の兆候はないと結論づけていた。

4項目それぞれについての検討結果は以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること(おおむね2年)。 |
|--|

ZEEの2016年(平成28年)3月期決算の営業損益は黒字であったが、2017年(平成29年)3月期決算の営業損益は4億4498万円の赤字を計上していた。営業損益が継続して2期継続して赤字ということが減損の兆候となるため、2018年(平成30年)3月期の決算見込みが黒字であったか、またその見込みが合理的であったかが問題となる。

下表3のとおり、THDとしては、ZEEの当初予算上、2018年(平成30年)3月期において、423万円の営業利益を見込んでいた。

²² 「固定資産の減損会計に係る会計基準の適用指針」(最終改正2009年(平成21年)3月27日企業会計審議会)12項によれば、「継続してマイナス」とは、過去2期がマイナスであったこと、「継続してマイナスとなる見込み」とは前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなる場合を指す。

〈表3 ZEEの2018年(平成30年)3月期営業損益の
四半期別当初予算・実績推移(単位:千円)〉

四半期	1Q(6月)	2Q(9月)	3Q(12月)	4Q(3月)	年度計
当初予算	▲ 108,531	▲ 61,840	18,128	156,479	4,235
実績	▲ 105,579	▲112,935	▲129,202	▲118,379	▲466,096

THDとしては、ZEEの2018年(平成30年)3月期前半については、α案件への注力から営業赤字になると考えていたものの、α案件の引渡しが完了した後の2018年(平成30年)3月期後半期については、新規案件の受注・着工により、年度営業損益での黒字は確保できると想定していた。

この点、最終的に2018年(平成30年)3月期は4億6609万円の営業損失に終わっているものの、同期期初の時点では、a社がTHDの保証を前提にしつつ、ZEEとの契約を維持する意向を示していたことなどを受けて、D氏も、α案件にZEEの人的資源を集中させ、THDからもE氏やF氏を現場に張り付かせるなどしており、THDとしては、2018年(平成30年)3月期の当初予算において、α案件の検収が完了し、次の新規案件の受注・着工が進むことを前提として、423万円の営業利益が発生すると見込んでいた。

② 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。

2017年(平成29年)3月末時点において、ZEEの収益力が著しく低下していた場合、本件のれんを含むZEEの固定資産に関して、回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたと認められる。

THDとしては、2017年(平成29年)3月末時点において、α案件及びγ案件ともに、進展の遅れはあったものの一応稼働しており、a社からの売買契約解除が具体的に予見できる状況ではなかったため、ZEEの収益力が著しく低下していたとは認められないと判断していた。

③ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。

2017年(平成29年)3月末時点において、材料価格の高騰のような市場環境の著しい悪化や、技術的環境及び法的環境の著しい悪化が見込まれる場合には、減損の兆候が認められる。

THDとしては、2017年(平成29年)3月末時点において、期初の事業計画との一定程度の乖離は存在していたものの、α案件及びγ案件ともに一応稼働しており、a社からの売買契約解除が具体的に予見できる状況ではなかったため、上記③の状態に該当しないと判断していた。

④ 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと。

THD としては、本件のれんを含む ZEE の固定資産は、そもそも市場価格の観察が困難なものが多いため、2017 年(平成 29 年)3 月末時点では、上記④の状態に該当しないと判断していた。

II 判断の妥当性

上記(2)イ(ウ)IV記載のとおり、α案件において、ZEE は、2017 年(平成 29 年)3 月末の時点において、a 社より設定されたタール量及び連続運転時間の目標を達成できておらず、

ただし、上記(2)イ(ウ)IV記載のとおり、a 社は、2017 年(平成 29 年)4 月 14 日の合同会議において、ZEE に対し、THD による保証がなければ調整運転の継続は認められないこと、同年 7 月末日までに 1 系統につき 2 週間の連続運転が最後の期限であることを伝えていた。上記(2)ア(エ)II i 記載のとおり、a 社は売買契約を締結する際に、「仕様書の基準に適合せず、かつ、合理的な期間内に改善措置が見込めない場合には、当方から契約解除できるようにしていただく必要があります。」などと指摘しているように、改善措置が見込めない場合には、解除できるようにするとしながら、2017 年(平成 29 年)4 月 14 日の時点では解除の判断は行っていない。

また、上記(2)イ(ウ)V 記載のとおり、THD、ZEE 及び a 社は、2017 年(平成 29 年)5 月 15 日、三社間において合意書を締結し、a 社は、当該合意書において初めて ZEE(及び THD)に対して遅延損害金を請求しており、それ以前は、ZEE が当初の工事完了期限を徒過したことに対する遅延損害金を請求していなかった。

このような経緯からすれば、2017 年(平成 29 年)4 月 14 日の段階においては、a 社は、同年 7 月末を本当に最後の期限とした上で、ZEE との契約を維持する意向を有していたと認められる。

このような状況において、2017 年(平成 29 年)3 月期末時点において、THD が、本件のれんに関して、上記 I の検討の結果、減損の兆候はないと判断したことが、明らかに不合理とまでは言い難い。

(ウ) 2018 年(平成 30 年)3 月期第 1 四半期における本件のれんの減損の要否

I THD における 2018 年(平成 30 年)3 月期第 1 四半期における減損の兆候の検討

THD は、2018 年(平成 30 年)3 月期第 1 四半期においても、本件のれんに関して、上記(イ) I と同様に、4 項目全てについて、減損の兆候はないと判断していた。

II 判断の妥当性

i α 案件の状況

上記(2)イ(ウ)Ⅴ記載のとおり、2017年(平成29年)5月15日に、THD、ZEE及びa社は同年7月末までに1系統につき2週間の連続運転とする合意を締結した。

α案件においては、2017年(平成29年)6月15日、同月19日と、それぞれ事故が発生し、a社は、ZEEに対し、2017年(平成29年)6月21日から同月27日までの間、ガス化装置の運転を停止するよう指示した。さらに同月27日の合同会議において、a社は、ZEEに対して、十分な安全対策の確認が取れるまでガス化装置の運転を禁止し、結果的に、ZEEは、同年7月12日に至るまで、ガス化装置を運転することができなくなった。

2017年(平成29年)7月12日、ZEEは、a社から運転再開の了承を得て、ガス化装置の運転を再開させたが、同月15日の時点では、ZEE内においても、現状ではa社との合意書で定められた条件を達成することができず、期限に間に合わない可能性が高いと考え、その旨をTHDにも伝えていた。

その後、ZEEは、2017年(平成29年)7月18日から、検収のための木質バイオマス発電装置の2週間の連続運転を開始したが、同年20日にエンジンが停止したため、ZEEは、同年7月末までに2週間の連続運転で平均で475kW出力するという条件は達成できず、同年7月31日、a社がZEEとの売買契約を解除するに至った。

上記の一連の経過からすると、2017年(平成29年)6月15日及び同月19日の事故により、ガス化装置の運転を一定期間禁止される中で、ZEEは、a社との合意書で定められた2週間の連続運転という条件を達成することができず、同年7月31日、a社から売買契約を解除されるに至ったと認められる。

そして、2017年(平成29年)7月15日頃には、THD及びZEE関係者間においても、期限である同年7月末までに、a社から要求されていた2週間の連続運転の条件を達成できないと認識していたことが認められる。

以上より、α案件において、2017年(平成29年)6月15日及び同月19日に生じた事故などを受けて、同月7月12日までガス化装置を運転することができなくなり、同月15日頃には、THD及びZEE内の関係者は、ZEEが、a社から売買契約を解除されると認識するに至ったが、a社から売買契約を解除されるに至る実質的な原因は、2017年(平成29年)7月12日までのガス化装置の運転禁止や、そのきっかけとなった同年6月15日及び同月19日に生じた事故などの時点で生じていたといえる。

ii 2018年(平成30年)3月期第1四半期における減損の兆候の検討

上記iの状況を踏まえると、少なくとも2項目については、THDの減損の兆候についての判断は合理的であったとはいえない。

① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること(おおむね2年)。

上記(ア)Ⅱ記載のとおり、ZEE は、2017年(平成29年)3月期決算では、営業損失を計上していたため、ZEE の2018年(平成30年)3月期決算の営業損益が、黒字見込みであれば、減損の兆候には該当しないが、赤字見込みであれば、上記①の減損の兆候に該当することになる状況であった。

この点、THD は、2018年(平成30年)3月期第1四半期において、2018年(平成30年)3月期のZEE の営業損益の見込みについて、下表4のとおり718万円の黒字になると考えていた。

〈表4 ZEE の2018年3月期第1四半期末現在での営業損益見込み(単位：千円)〉

四半期	1Q(6月)	2Q(9月)	3Q(12月)	4Q(3月)	年度計
当初予算	▲108,531	▲61,840	18,128	156,479	4,235
実績	▲105,579	▲112,935	▲129,202	▲118,379	▲466,096
年度決算見込	▲105,579 (実績)	▲61,840 (当初予算)	18,128 (当初予算)	156,479 (当初予算)	7,187

しかしながら、当該見込みは、a社からα案件に関する売買契約が解除される前に作成された当初予算を前提にした営業損益の見込みであった。

上記iのとおり、α案件において、a社から売買契約を解除されるに至る実質的な原因は、2017年(平成29年)7月12日までのガス化装置の運転禁止や、そのきっかけとなった同年6月15日及び同月19日に生じた事故などの時点で生じていたといえる以上、後発事象として、2018年(平成30年)3月期第1四半期末時点において、a社から売買契約が解除されたことを前提に、当該解除という経営環境の悪化を予算に反映し、見直すべきであった。

そのため、当初予算を維持したまま減損の兆候がないと結論づけたTHDの判断が合理的であったとはいえない。

③ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。

a社による売買契約の解除は、その後のZEEに対する風評の悪化等も含め、深刻に捉えられるべき事象であったと考えられる。とりわけ、THDがZEEを100%子会社化した主たる要因が、a社との売買契約の締結であったことを踏まえると、α案件におけるa社による売買契約の解除は減損の兆候としてとらえるべき事象であったと認められる。

そして、a社からの売買契約解除は、2018年(平成30年)3月期第1四半期において、減損の兆候としてとらえるべきであったと認められることは上述のとおりである。

以上の2項目の減損の兆候についての検討結果によれば、THDは、2018年(平成30年)3月期第1四半期において、本件のれんの減損の兆候を認識すべきであったと認められる。

2 本件貯蔵品の資産性に関する評価の妥当性

(1) 概要(問題の所在)

THDは、本件貯蔵品について、2018年(平成30年)3月期第1四半期より、その購入価格合計と同額の6億6230万円を未成工事支出金(棚卸資産)の科目に計上した。

本件では、2018年(平成30年)3月期第1四半期において、本件貯蔵品についてその購入価格合計と同額で未成工事支出金(棚卸資産)の科目に計上したことの適否が問題となる。

(2) 事実関係

ア 本件貯蔵品の購入

ZEEは、 α 案件について、a社と売買契約を締結した後の2015年(平成27年)7月31日から2017年(平成29年)6月30日にかけて、木質バイオマス発電装置の製造・設置のために必要となる材料や機器などを購入した。

イ 己からの撤去作業

a社は、2017年(平成29年)7月31日に α 案件にかかる売買契約を解除した。

ZEEは、2017(平成29年)年8月7日より、j社に、己において製造・設置中であった木質バイオマス発電装置の解体作業を開始させた。j社は、C氏から、再度組み立てることを前提として解体する「生きばらし」の方法で解体するように指示を受け、己に設置された4ユニットの木質バイオマス発電装置について、ユニット毎に順に解体した上で、本件貯蔵品を運び出した。なお、ZEEは、本件貯蔵品の己から丙倉庫及び丁倉庫への輸送について、l社及びm社に依頼した。

この解体・運び出し作業は、売買契約解除に伴って、a社からも撤去を求められていたものであるが、Q氏も、ZEEに対して、早期に木質バイオマス発電装置を運び出すようにアドバイスしていた。すなわち、Q氏は、売買契約解除に伴い、a社が代金返還請求権及び損害賠償請求権を被担保債権として、己の木質バイオマス発電装置について留置権を行使する可能性があること懸念し、仮にそのような事態に至ると、本来他の案件に転用できるはずの木質バイオマス発電装置が保管環境の悪い状態で長時間放置され、その価値が毀損

される上、ZEE 側の判断で木質バイオマス発電装置を転用することができなくなると考え、それを避けるために ZEE に対して木質バイオマス発電装置の解体・運び出し作業の指示を行った。

その後、己から搬出可能な装置については、2017 年(平成 29 年)8 月 30 日までに搬出を完了した。

ウ 本件貯蔵品の保管状況

ZEE は、己から撤去した木質バイオマス発電装置について、別案件で再利用することを予定していたため、ユニット毎に順に解体した上で、トラックに積み、丙倉庫及び丁倉庫に運び入れた。さらに、ZEE は、本件貯蔵品の保管状況を把握しやすくし、今後再利用する際に素早く組み立てができるよう、本件貯蔵品の保管状況に関するレイアウト図を含む資産管理台帳を作成した。

なお、己から撤去した木質バイオマス発電装置は、すべて本件貯蔵品として未成工事支出金(棚卸資産)に計上されているわけではなく、消耗品など再利用の可能性が乏しい資産については損失処理がなされている。

ZEE は、このように未成工事支出金(棚卸資産)に計上しているもの(再利用の可能性が高いもの)と計上していないものを区別しやすくするために、計上しているものについては通し番号を付した黄色のガムテープを貼付し、計上していないものについては、赤色のガムテープを貼付して管理している。また、ZEE は、未成工事支出金(棚卸資産)として計上したものについて資産表を作成し、当該資産表と本件貯蔵品の写真をまとめた管理台帳を作成し、管理している。

エ 本件貯蔵品の転用の可否

木質バイオマス発電装置は、ユニットを組み合わせることによって完成されるものであり、また、ユニットを構成する本件貯蔵品は、いずれもステンレス製で耐久性のある製品であり、多少の時間の経過で直ちに利用不可能となるものではないと考えられる。

実際、上記(2)イ記載のとおり、Q 氏は、 α 案件の契約解除後、 α 案件の木質バイオマス発電装置を構成する材料や機器などを次の木質バイオマス発電案件の現場に転用するために、ZEE に対して、直ちに己から木質バイオマス発電装置を撤去するように指示をしており、その後、b 社は、ZEE との間で、本件貯蔵品を次の木質バイオマス発電案件の現場に

使用することを口頭で合意している²³。

発電量が合計 2000kW 規模の木質バイオマス発電装置は、一般的に普及している製品ではない。そのため、本件貯蔵品のような木質バイオマス発電装置を構成する個々の部品も、一般的に製造販売されているものではなく、外部メーカーに逐一製造を依頼しなければ調達できないものであり、新たに部品を調達しようとすると、コストも時間も要することになる。したがって、本件貯蔵品を転用することは経済的に考えても合理性が認められる。

(3) 会計処理の妥当性

上記(2)アないしウ記載のとおり、ZEE は、本件貯蔵品を α 案件終了後直ちに撤去し倉庫に運び込んだ上、撤去に際しては、他案件で転用することが容易となるように、撤去方法及び保管方法を考慮しており、実際の保管状況も良好である。

また、上記(2)エ記載のとおり、本件貯蔵品はステンレス製で耐久性のある製品であるため利用可能な状態にある。さらに、発電量が合計 2000kW 規模の木質バイオマス発電装置は、一般的に普及している製品ではなく、本件貯蔵品と同様の製品を新規に調達するには、新たにメーカーに製造を依頼しなければならず、コストも時間も要するものであるが、上記(2)ウ記載の本件貯蔵品の保管状況からすれば、ZEE の木質バイオマス発電装置の製造にあたり、必要となった時に必要となった部品を直ちに利用可能な状況にあるといえ、本件貯蔵品と同様の製品を新たに調達するよりも格段にコストや時間を削減することができる。

そのため、本件貯蔵品について、資産性が全くないと評価することは妥当ではない。ただし、本件貯蔵品に関しては、①個別の機器をすべて他の案件で用いるわけではない、②本件貯蔵品は、一度 α 案件において用いられたものであり、一定の物理的な劣化や経済的な劣化(新品でないという事情による評価減)が生じている可能性が高い、③実際の使用前には、錆落としや補修が必要な材料の復元費用が発生することが見込まれる、④富山の丙倉庫または丁倉庫から、他の案件の発電装置の設置場所に輸送するための費用や事前のテスト費用も発生することが見込まれる、⑤不足する部品や機器などの補充が必要となる、などの事情も存在している。したがって、本件貯蔵品の資産性を評価するに当たっては、これらの事情も考慮した上で、慎重な検討を行う必要がある。

現時点で適用対象となる我が国における会計基準である「棚卸資産の評価に関する会計基準(企業会計基準第 9 号)」(2008 年(平成 20 年)9 月 26 日企業会計基準委員会) (以下「棚

²³ b 社は、当時、最も手続が進行していた δ 案件を念頭において、ZEE との間で、口頭で上記合意をしていた。また、ZEE 及び b 社は、2018 年(平成 30 年)5 月 28 日、上記合意を明確化するために、本件貯蔵品について、 δ 案件における木質バイオマス発電装置の製作に用いるために、b 社が ZEE から本件貯蔵品を購入する意向を示す旨の覚書を締結している。なお、ZEE は、b 社が、本件貯蔵品を δ 案件以外の案件(b 社が事業主ではない案件も含む)に用いることを、禁止していたわけではなかった。

卸資産評価基準」という。)によれば、「棚卸資産については、原則として購入代価または製造原価等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法(個別法、先入先出法、平均原価法、売価還元法)の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定する」(棚卸資産評価基準 6-2 項)(以下「取得原価主義」という。)、**「通常の販売目的(販売するための製造目的を含む。)**で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする」(棚卸資産評価基準 7 項)(以下「低価法」という。)こととされている。

本件貯蔵品の評価をこの棚卸資産評価基準に当てはめて検討する場合、取得原価主義に関して、(1)貯蔵品を個々の機器・部品を単位として把握するのか、解体する前の木質バイオマス発電装置セット(すなわち、複数の棚卸資産を一括りとした単位)として把握するのか、(2)新規取得ではない己から撤去した木質バイオマス発電装置に係る貯蔵品の取得価額をどのように算定するのか、という論点が生じる。

この点に関し、当委員会では、(1)本件貯蔵品は、既に α 案件で組み立てられ一体として機能していた木質バイオマス発電装置を解体したものであり、個々の部品・機械単位ではなく、木質バイオマス発電装置セットという一括りの資産として把握する方法が、実態をよりよく反映するものと判断した。また、その場合には、自動的に個別法が採用されるべきものと判断した。

次に、(2)取得価額に関しては、本件貯蔵品は取戻品であるため、本来は再取得原価などの時価評価によることが原則であると考えられるが、本件貯蔵品は木質バイオマス発電装置という個別性が強い製品のため、時価を把握する方法が見つからないことから、その代替法として、 α 案件における取得原価(ただし、機械や部品などの購入費用や製罐費用などに限定し、配管や電気設備費用や人件費を含まない。)を基礎として、その後の使用や経年劣化などを原因とした「物理的な劣化」や「経済的な劣化」に対応する評価切下げを行うことにより、時価相当額を算定することとした。この「物理的な劣化」や「経済的な劣化」に対応する評価切下げの方法に関しては、同様に固定資産の使用や経年劣化による減価を反映する手法でもある「固定資産の減価償却」の方法を援用して、本件貯蔵品に関して、己に木質バイオマス発電装置を設置してから撤去するまでの使用期間に対応する減価償却費相当額を減額することにより、その影響を反映することにした。

また、上記に加えて、一部使用不能の部品等の評価を控除するとともに、基礎とした取得原価は己での引渡しを前提とした金額であると考えられることから、現在保管されている倉庫から他の案件の設置場所に移送するコスト相当額、移送前に行うべき錆落としや補修費用・動作確認などの検査費用、等の追加費用相当額を減額控除すべきものとした。

低価法に関しては、当該貯蔵品の貸借対照表価額が、正味売却価額よりも下落していないか否かの検討が必要となる。この点に関しては、当委員会が、安定顧客である b 社との売買条件に付き確認を行った結果、現時点において、赤字受注となる状況は想定されていないことから、低価法による評価減の必要性は認められなかった。

なお、本件貯蔵品は、現時点において、実際の受注案件に投入されているわけではないので、貸借対照表上での表記は、未成工事支出金ではなく、材料貯蔵品等の費目で処理することが望ましいものと判断した。

本件貯蔵品の資産価値については、以上の点を踏まえて評価すべきであることから、当委員会では、2018年(平成30年)3月期第1四半期以降、2018年(平成30年)3月期までの期間における本件貯蔵品の資産価値としては、下記アの評価が妥当であると判断した。

ア 2018年(平成30年)3月期第1四半期以降における本件貯蔵品の評価

〈表5 本件貯蔵品資産価値訂正(単位：千円)〉

訂正前本件貯蔵品評価額 (a)		662,308
見直し項目		
1	試運転開始時点(H28.5)から最終運転時点(H29.6)までの期間(14ヶ月)、発電装置の耐用年数15年(b社発電装置の耐用年数を適用)の定率法による減価償却額を算出	▲ 99,308
2	水冷式用装置(冷却塔及び架台)を除外(水冷式の採用予定がないため)	▲ 5,018
3	基準となる取得原価は現地渡しベースのため、今後の移送費用を控除	▲ 16,300
4	回転フォーク・ダストフィルター等を現状水準に機能改善する費用	▲ 23,200
5	錆落としや補修が必要な材料等の復元費用	▲ 7,950
	上記見直し項目合計 (b)	▲151,777
訂正後本件貯蔵品評価額 (c) = (a) - (b)		510,531

当委員会は、上表5のとおり、2018年(平成30年)3月期第1四半期以降の期間における本件貯蔵品の評価額は、5億1053万円が妥当であると判断した。

イ 小括

以上より、THDは、2018年(平成30年)3月期第1四半期以降において、未成工事支出金(棚卸資産)として計上していた金額6億6230万円は、5億1053万円に減額した上で、貯蔵品その他の費目で計上すべきであったと認められる。また、減額された金額は、契約解除損失の増加として処理すべきであったと認められる。

3 完成工事補償引当金計上に関する妥当性

(1) 概要(問題の所在)

ア 完成工事補償引当金と撤退損失引当金の概要

引当金とは、将来の支出に備えてあらかじめ準備しておく見積金額である。

1949年(昭和24年)に企業会計制度対策調査会が公表した「企業会計原則」の注解18では、会計上、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ」ることが必要であると規定されている。

既に完成した工事についても、当該工事について瑕疵があるとして瑕疵担保責任を負う可能性が高いなど、当該工事に係る契約又は当該工事に起因する事象が発生する可能性が高く、その事象について発生する費用の金額を合理的に見積もることができる場合には、収益認識時にあわせて完成工事補償引当金を計上する必要がある。

また採算性の低下等を原因により事業所の撤退が決まっている状況においては、その撤退費用を合理的に見積もることができる場合には、撤退が決まった期において、撤退損失引当金等の名称で引当金を計上する必要がある。

イ 本件における完成工事補償引当金計上

ZEEは、β案件について、2014年(平成26年)6月30日の検収後、上記1(2)イ(イ)I記載の工事を行っており、新たに工事が発生する度に、その都度、当該工事に要した費用を計上してきた。

また、ZEEは、γ案件について、2017年(平成29年)7月頃の追加工事の検収後、上記1(2)イ(エ)V記載の工事を行っており、新たに工事が発生する度に、その都度、当該工事に要した費用を計上してきた。

本件では、β案件及びγ案件において、その検収後に生じた費用について、検収の対象物を直接補修するための追加工事であって、かつ、その金額をあらかじめ合理的に見積もることが可能であったとして、費用収益対応の原則及び上記ア記載の引当金計上の原則的な考え方にに基づき、売買契約にかかる収益を認識した時点において引当金を計上すべきだったのではないかが問題となる。

(2) 事実関係

ア β 案件

(7) 2015年(平成27年)6月30日の検収について

上記1(2)ア(ウ)I ii記載のとおり、2014年(平成26年)5月7日、ZEEは、d社との間でβ案件に関する売買契約を締結し、2015年(平成27年)6月30日、検収が行われた。

ZEEとd社との間の売買契約においては、検収等完了時が代金支払いの期日とされており、一部を除いて検収を受け²⁴、ZEEは、2015年(平成27年)7月、d社から[]円の支払いを受けた。

(4) 2015年(平成27年)6月30日の検収時に予定されていなかった工事について

上記1(2)ア(ウ)I iv記載のとおり、ZEEにとって、β案件の木質バイオマス発電装置は、ZEEの木質バイオマス発電装置の第1号案件であり、稼働を実現することを強く望んでいたが、一方で、c社に発電装置の施設運営についての知見がなかったことから、ZEEは、木質バイオマス発電装置の検収を受けた後も、木質バイオマス発電装置を稼働させ、ZEEの実績とするため、ZEEの作業員を戊に派遣していた。ただし、ZEEはd社との間で保守契約などは締結していなかった。

ZEEは、2015年(平成27年)6月30日の検収後、β案件において、複数の工事を行ったが、その中には、d社の社員が、実際に木質バイオマス発電装置を運用する中で必要とされて行われた工事もあれば、ZEEが、木質バイオマス発電装置の性能をより良いものに改善するとともに、ZEEの他の木質バイオマス発電装置の性能の改善に繋げるなどの目的の下、d社の了承を得て行われていた工事もあった。一部の工事はd社が工事費用を負担したが、他の工事は、ZEEとd社のいずれが負担するかは決まっていなかった。

²⁴ 2015年(平成27年)6月30日付け「検取引渡書」では、①各装置の動力系統の制御盤、受変電設備、②追加導入の排熱乾燥機、集塵機、非常用発電保護設備、負荷抵抗器、③庚側キュービクルとの接続と送電、の工事が除外項目として記載されていた。

これらの除外項目のうち、①の制御盤は、単体で機能するものではなく、検収項目に記載した機器類を動作させて初めて機能が確認できるため、個別に検収項目に掲載することが適切でないとして、検収対象から除外され、他の機器類と一体として、2015年(平成27年)6月30日に検収が行われたが、①の受変電設備は、自家発電のために追加された設備であり、2015年(平成27年)6月30日より前に、d社と導入に合意していたものの、納品が間に合わずに除外項目となった。②及び③についても、自家発電又は機能強化のために2015年(平成27年)6月30日より前にd社と導入を合意していたが、納品が間に合わずに除外項目となった。

(ウ) 2018年(平成30年)3月期の引当金の計上

ZEEは、2018年(平成30年)3月28日、c社から、木質チップを手配することができないことなどを理由として、β案件に係る木質バイオマス発電装置を停止したいとの申し入れを受け、同装置の運転を完全に停止した。そのため、ZEEとしては、2018年(平成30年)6月までは1名を戊に常駐させ保守作業を行い、その後は戊の現地事務所からZEEの人員や備品を撤収することが明確となった。

THDとしては、ZEEが、2018年(平成30年)4月にc社からの発電装置停止の申し入れを受け、β案件から撤退する意向であることを確認できたことにより、上記2018年(平成30年)6月までの保守作業の費用及び、戊の現地事務所から撤収するために将来必要な費用については、2018年(平成30年)3月期において、発生の可能性が高く、かつ合理的に見積もることが可能となったとして、2018年(平成30年)5月15日付け2018年(平成30年)3月期決算短信において完成工事補償引当金の構成要素として400万円を計上することとした。ただし当該引当金の内容を考えれば、完成工事補償引当金ではなく、撤退損失引当金等の性格を有する引当金と認められる。

なお、当委員会は、THDから、最終的な2018年(平成30年)3月期の決算処理として、ZEEは撤退損失引当金400万円を計上するが、金額的重要性が低いことから、THDの連結貸借対照表上の表示では、未払費用に含める方針であるとの報告を受けた。

イ γ 案件

(7) 2017年(平成29年)7月頃のγ案件に関する第2追加工事に係る検収までの経緯

上記1(2)イ(エ)I及び同II記載のとおり、2015年(平成27年)11月19日、ZEEとb社は、γ案件に関する売買契約を締結し、2016年(平成28年)11月30日、γ案件に関する第1追加工事を締結した。

2017年(平成29年)1月31日、ZEEは、γ案件に関する売買契約とあわせてγ案件に関する第1追加工事の対象であるダストキャッチャーの検収を受けた。

また、上記1(2)イ(エ)V記載のとおり、2017年(平成29年)6月12日、ZEEとb社は、XXXXXXXXXX円でγ案件に関する第2追加工事を合意し、2017年(平成29年)7月頃、ZEEは当該工事について、検収を受けた。

(4) 2017年(平成29年)7月頃のγ案件に関する第2追加工事に係る検収後の経緯

ZEEは、上記のγ案件に関する第2追加工事に係る検収後も、2017年(平成29年)9月から2018年(平成30年)3月までの間、回転フォーク・ダストキャッチャー等の改良工事、安全性向上のための計測機器取付、業務効率改善に向けての装置改良等の追加工事などの

追加改良工事を継続的に行った(γ案件に関する第3追加工事)。

β社のM氏は、γ案件に関する第3追加工事の費用について、一方的にZEEに負担させるつもりはなく、γ案件で一応の解決が見えた(損益分岐点に達した)時点で、ZEEと協議したいと考えている旨述べており、どちらがいくらを負担するかは現時点では決まっていない

(ウ) 2018年(平成30年)3月期の完成工事補償引当金の計上

ZEEは、2017年(平成29年)12月期までの間、γ案件における作業は、納入済みの発電装置に関する補修作業ではなく、さらなる改良改善に向けた活動(研究開発)の性格が強いものと考えられていた。したがって引当金は計上せず、発生時に費用として処理を行っていた。

その後、ZEEは、2018年(平成30年)5月15日付け2018年(平成30年)3月期決算短信において完成工事保証引当金として4800万円を計上することとしていたが、当委員会は、ZEE側で再度今後の支出内容を検討した結果、その性格は研究開発の色彩が強く、引当金を計上すべき要件に合致しないことが判明したため、完成工事補償引当金の計上は行わないこととし、当該費用のうち研究開発費についてはその総額を注記する方針であるとの報告を受けた。

(3) 完成工事補償引当金計上の妥当性

ア 検討の視点

β案件及びγ案件において、その検収後に生じた費用について、検収の対象物を直接補修するための追加工事であって、かつ、その金額を予め合理的に見積もることが可能である場合には、売買契約にかかる収益を認識した時点において完成工事補償引当金を計上すべきである。

ただし、上記(2)のとおり、ZEEがβ案件又はγ案件で行った追加工事は、必ずしも検収の対象物を直接補修するための追加工事に限られず、ZEEの木質バイオマス発電装置そのものに係る技術の改良のため行われていたという側面を有する。このようなZEE自身の技術開発にかかる費用(いわば研究開発費²⁵⁾)は、発生主義に基づき、当該費用が発生したときに計上すれば足りる。

²⁵ 研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれる(企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準」(1998年(平成10年)3月13日公表・1998年(平成10年)4月1日適用開始)。

イ β 案件

上記(2)ア(7)の2015年(平成27年)6月30日の検収で「検取引渡書」に除外項目として記載された工事は、検収時点において既に、d社との間で実施が予定されていた工事であった。しかし、これらの除外項目の工事にかかる完成工事補償引当金の計上による、THDの連結財務諸表への影響額は、いずれの四半期においても100万円未満の僅少なものであることから²⁶、訂正を要する事項として指摘すべき重要性までは認められない。

一方、上記(2)ア(イ)記載の2015年(平成27年)6月30日の検収時に予定されていなかった工事に係る費用については、ZEEとしては、d社における運用上の改良点として保守契約を締結してd社に対して請求することなどを予定していた一方、ZEEの性能改善に繋がるものとしてZEEが負担すべき費用(ZEEの研究開発費)も含まれていたため、発生時に費用として処理していた。

このような点からすれば、これらの費用が、β案件の検収の対象物を直接補修するための追加工事とまでは認められない。仮に認められるとしても、2015年(平成27年)6月30日の検収時に予定されていなかったその金額を合理的に見積もることが可能とはいえ、各期において完成工事補償引当金を計上する必要があるとまでは認められない。ただし、当該費用のうち研究開発費についてはその総額を注記する必要がある。

ウ γ 案件

上記(2)イ(ウ)記載のとおり、2017年(平成29年)12月期までの間、γ案件における作業は、納入済みの発電装置に関する補修作業ではなく、さらなる改良改善に向けた活動(研究開発)の性格が強いものと考えられていたため、発生時に費用として処理を行い、完成工事補償引当金は計上していなかった。

この点について、γ案件では、ZEEは、2017年(平成29年)6月1日、b社との間で、業務提携に関する合意を締結した。これは、ZEEが、γ案件において木質バイオマス発電装置の技術的問題を改善していく中で、b社に既に納品した装置やb社の人員も使用することになるため、ZEEがb社に対して、装置・機器使用料や人件費を支払うことを合意したものであり、ZEEにおいて、研究開発に相当する技術的改善を図っていたことが認められる。

²⁶ これら除外項目の工事にかかった費用は総額■■■■円であり、そのうち■■■■円は、2015年(平成27年)6月30日の時点で既にZEEにおいて費用として計上されていたので、ZEE単体として計上すべき完成工事補償引当金は約350万円にとどまる。2015年(平成27年)6月30日当時、THDは、ZEEの株式の20%を有し、ZEEを持分法適用会社としており、20%の割合においてTHDの会計処理上にも取り込む必要があるものの、その影響額は約350万円の20%である約70万円にとどまる。また、2015年(平成27年)12月1日にTHDがZEEを完全子会社とした時点においては、除外項目の工事の大半が完了しており、同日時点において計上すべき完成工事補償引当金は100万円を下回る金額となっていた。

また、ZEE の研究開発に含まれない追加改良工事についても、b 社は、γ 案件で一応の解決が見えた(損益分岐点に達した)時点で、費用負担について ZEE と協議して決定したいと考えており、ZEE において、今後の収益獲得につながる活動のための作業としての性格を有する状況にあったと認められる。

以上の経緯から、γ 案件については、2018 年(平成 30 年)3 月期を含む各期において、完成工事補償引当金を計上する必要があったとは認められない。ただし、当該費用のうち研究開発費についてはその総額を注記する必要がある。

4 工事進行基準の適用に関する妥当性

(1) 概要(問題の所在)

工事進行基準とは、工事契約²⁷に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう²⁸。

工事進行基準を適用して工事収益及び工事原価を認識するためには、「工事収益総額」、「工事原価総額」及び「決算日における工事進捗度」を合理的に見積もることができる必要がある。これらの要素のいずれかについて合理的に見積もることができない場合には、工事進行基準ではなく、工事完成基準²⁹を適用することとなる。工事完成基準が適用される場合、工事計画に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で初めて工事収益及び工事原価の総額を一括して認識することとなる。

ZEE は、α 案件について、2015 年(平成 27 年)12 月期³⁰第 3 四半期以降、工事進行基準を適用し、γ 案件について、2017 年(平成 29 年)3 月期第 1 四半期以降、工事進行基準を適用している。

THD は、2015 年(平成 27 年)12 月 1 日に ZEE を完全子会社としたことに伴い、2016 年(平成 28 年)3 月期第 3 四半期から、ZEE の売上を連結決算に取り込むことにより、これらの工事進行基準を適用している。

これらの工事進行基準の適用について、「工事収益総額」、「工事原価総額」及び「決算日における工事進捗度」を合理的に見積もることができていたかが問題となる。

²⁷ 「工事契約に関する会計基準(企業会計基準第 15 号)」(2007 年(平成 19 年)12 月 27 日企業会計基準委員会)(以下「工事契約会計基準」という。)4 項によれば、「工事契約」とは、仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うものをいうものとされている。

²⁸ 工事契約会計基準 6 項(3)。

²⁹ 工事契約会計基準 6 項(4)。

³⁰ 当時 ZEE は 12 月決算であった。

(2) 事実関係

ア 工事進行基準適用に至る経緯

ZEE が、 α 案件及び γ 案件について、工事進行基準を適用した経緯は、以下のとおりである。

THD の取締役を務めていた K 氏は、 α 案件についての ZEE と a 社間の契約は、契約書上、売買契約とされているものの、その契約の具体的内容は、一定の期間をかけて目的物を製造し、据付けるというものであり、請負契約に類似していると理解していた。K 氏は、請負契約の案件においては、例外的な場合を除き、工事進行基準が企業活動を適時適切に反映する最も望ましい会計処理であると考えていたため、 α 案件についても、工事進行基準を適用すべきと判断し、ZEE に対して工事進行基準の適用を提案した。

2015 年(平成 27 年)7 月 15 日、K 氏は、ZEE の来期予算を検討する打合せの場で、工事進行基準の適用に関し、ZEE の、B 氏、I 氏、R 氏に対して説明を行った。

K 氏の提案を踏まえ、ZEE は、 α 案件について工事進行基準を適用することとした。

なお、ZEE は、工事進行基準の適用に先立ち、以前から業務を委託していた n 公認会計士事務所に対して同基準を適用することを説明し、工事進行基準適用のために、n 公認会計士事務所へ、決算支援作業を委託した。具体的には、エクセル表を用いて、工事進行基準の適用に求められる工事収益総額、工事原価総額を把握し、工事進捗度を算定の上、月次の売上額を計算して、エクセル表ごと ZEE に提供してもらうよう依頼した。そして、ZEE は、毎月、このエクセル表の数値に基づき工事進行基準に基づく売上等を計上することとした。

イ 工事原価総額に関する見積り算出・変更の経緯や工事進捗度の管理状況等

(7) α 案件

I 工事原価総額に関する見積りや工事進捗度の管理

A 氏は、 α 案件について、a 社との間で売買契約を締結する以前、工事原価総額の見積りの作成を担当していた。A 氏は、過去のガス化装置の製造や β 案件の経験上、木質バイオマス発電装置の製造に必要なステンレスの原材料費や加工費を把握していた上、 β 案件の実績に基づき、 α 案件の木質バイオマス発電装置の据付工事等に係る費用等も把握していたことから、これらに基づいて工事原価を算出し、a 社との売買契約に先立つ見積金額を算出した。

その後、S 氏が、2015 年(平成 27 年)7 月、 α 案件の実行予算を算出しており、同年 7 月当時に見込まれた実行予算額は、XXXXXXXXXX 円であった。

α 案件における上記実行予算の見直しは、C 氏が担当しており、C 氏は、2016 年(平成 28 年)2 月、同年 7 月、2017 年(平成 29 年)2 月、同年 3 月及び同年 7 月に、それぞれ予算の見直しを行っている。C 氏は、プラント建設工事費や作業所経費等を項目ごとに細分化した上で、その月までに発生した実際原価に、それ以降、完成までに発生する将来原価の見積額を加算することにより、総原価見積額を算出している。そして、仕様変更や追加工事の発生、発注先との条件変更などを背景として、その総原価見積額が、その時点における実行予算と一定率以上乖離することとなった場合に、実行予算の見積りを見直していた。

2016 年(平成 28 年)2 月において、実行予算が、 円増額している。同期間において、実行予算が増額した理由は、ガス化装置やガス冷却装置の仕様変更に伴う製作費の増加、乾燥方式の変更に伴う新規費用の発生、現地電気工事発注予定業者の変更、制御盤と現地工事の分離発注並びに工期短縮を目的とする配管工事の分離発注のため、費用が増加したことによるものであった。

2016 年(平成 28 年)7 月において、実行予算が、 円増額している。同期間において、実行予算が増額した理由は、電気制御盤の金額が増額したこと、現地電気配線を追加で工事することとなったこと、製罐費用が増額したこと、冷却設備の購入や設置費用等が発生したためであった。

2017 年(平成 29 年)2 月において、実行予算が、 円増額している。同期間において、実行予算が増額した理由は、ダストキャッチャーの追加工事が発生したこと、エアフィンクーラーの凍結破損による代替品購入費用が発生したこと、工事延長による現場管理費などの経費が発生したこと、冷却能力不足改善工事費用や冷却塔購入費が発生したためであった。

2017 年(平成 29 年)3 月において、実行予算が、 円増額している。同期間において、実行予算が増額した理由は、木質バイオマス発電装置のデータ取り及び検証運転が同年 3 月末まで継続することとなったことに伴い、改良工事費用や現場管理費用が発生したためであった。

2017 年(平成 29 年)6 月において、実行予算が、 円増額している。同期間において、実行予算が増額した理由は、ZEE と a 社との間で、ZEE が経費を負担することや同年 7 月末までに 1 系統、9 月末までに 4 系統の 24 時間 2 週間の連続運転を行うことを条件に事業の継続を合意したことに伴い、経費、改良工事費、現場管理費が追加で発生したためであった。

なお、本調査の過程において、THD が、過去の実行予算の妥当性を再度検証した結果、工事進捗度を算定する基礎とするべき過去の特定時点における工事原価総額見積りに、不足金額が生じていることが判明した。そのため、今回の過年度の決算数値の訂正に際しては、判明した不足金額分を訂正した上で、工事進捗度を再計算し、売上金額を訂正することとした。具体的には、THD は、2016 年(平成 28 年)3 月時点での工事原価総額見積りは、労務費の見積り不足分として 750 万円を加算する必要があるものと判断している。また、

THD は、2017 年(平成 29 年)3 月時点での工事原価総額見積りについて、
分 5941 万円を加算する必要があるものと判断している。なお、これら
の見積り訂正は、その次のタイミングで行われる見積り訂正額の一部前倒し計上となっ
ており、同額が次の回の増減額から除外される結果となる。

また、上記ア記載のとおり、ZEE は、工事進行基準を適用するに当たって、n 公認会計
士事務所からエクセル表の提供を受け、毎月、工事進行基準に基づく売上を計上してい
た。ZEE は、エクセル表に基づき計上している月々の売上についても、上記の工事原価総
額見積りの訂正に伴い、必要な訂正を行っている。

II α 案件における a 社の認識

そもそも α 案件は、a 社にとっても初めての木質バイオマス発電事業であり、ZEE とし
ても、2000kW という発電規模は初めての経験であった。

そのような状況において、

上記 1(2)イ(ウ)
記載のとおり、売買契約書で定められた工事完了期限日を徒過した後も、a 社は ZEE との
打合せを重ねており、2016 年(平成 28 年)12 月 20 日からは、a 社の技術担当者を α に派遣
し、木質バイオマス発電装置を稼働させるための技術的改善を試みていた。しかも、この
ような技術的改善のために、a 社の技術担当者が木質バイオマス発電装置の稼働に向けて
作業したことによる費用について、a 社自身が負担している。

ただし、a 社は、2017 年(平成 29 年)1 月 24 日の合同会議において、タール量を減少し
なければ連続運転は不可能であるとの考えを示し、同年 4 月 14 日の合同会議において
も、1 系統で良いので 2 週間の連続運転を達成することが絶対の条件であるとされ、同年
5 月 15 日付けの合意書においても 2 週間の連続運転を条件としたように、a 社は、2 週間
の連続運転と、そのためのタール量の削減を明確に求めるようになっていた。

以上からすれば、a 社としても、最終的には契約書上要求されている能力の装置の提供
を求めるようになったが、売買契約の初期の段階から、契約書上要求されている水準すべ
てを満たすことまでが絶対的に必要であると考えていたとまでは言い難く、一定程度の性
能の装置の提供を受けることができれば、相互に協働することにより、木質バイオマス装
置の稼働を実現することも許容していたと考えられる。

(イ) γ 案件

I 工事原価総額に関する見積りや工事進捗度の管理

C氏が、γ案件について、工事原価総額の実行予算の作成を担当した。C氏は、2016年(平成28年)6月、S氏作成に係るα案件の予算書を基に、γ案件の工事原価総額の実行予算を作成した。なお、同月以前は、γ案件では工事完成基準で収益認識が行われており、売上の計上は行っていなかった。

C氏が作成したγ案件の実行予算書によれば、2016年(平成28年)6月当時に見込まれた実行予算の金額は、 円であった。その後、同年11月30日にγ案件に関する第1追加工事の契約(売買代金 円、消費税込み)を締結したが、γ案件に関する第1追加工事に関しては、特段実行予算を変更することなく、従前の実行予算の枠内で原価処理を行っていた。なお、γ案件に関する売買契約及びγ案件に関する第1追加工事については、上記1(2)イ(x)Ⅲ記載のとおり、2017年(平成29年)1月31日に検取引渡しを行い、これらに関する工事は同年3月末までには完了している。その中で、γ案件の工事の完了が目前に迫った同年3月13日のZEE取締役会において、当初実行予算を 円減額することが承認されている。実行予算額が減額されたのは、γ案件の当初の実行予算額と実際の原価に大幅な差異が生じたためであった。

2017年(平成29年)6月12日に契約が締結されたγ案件に関する第2追加工事(売買代金 円、消費税込み)に対応して、 円の実行予算が作成されている。γ案件に関する第2追加工事は、2017年(平成29年)3月に完了した従前の2つの契約とは別途の、新たな契約として追加発注されたものであり従前の2つの工事とは区別して管理され、別途の工事として工事進行基準により収益認識が行われている。

II γ案件におけるb社の認識

b社は、売買契約締結当時、ZEEに対して、納期や代金(必要コスト)の遵守について念押しをしたことはなく、むしろ、b社としては、ひとまず、契約書記載の納期及び代金額を前提として作業を開始し、問題があれば、事後的に納期や代金額を変更することもあり得ると認識していた。そして、現に、b社は、ZEEが売買契約書で定められた工事完了期限日を徒過したとしても、売買契約を解除していない。

以上からすれば、b社は、当初から完成品の提供を受けることを期待していたわけではなく、一定程度の性能の装置の提供を受けた上、共同開発のような形態で、木質バイオマス発電装置の稼働を実現することを計画していたものと考えられる。

(3) 会計処理の妥当性

ア 工事進行基準適用の適否

現時点で適用対象となる我が国における会計基準である工事契約会計基準によれば、「工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する」旨が規定されている。そして、この「成果の確実性」が認められるか否かは、(1)工事収益総額、(2)工事原価総額、(3)決算日における工事進捗度の各要素が信頼性をもって見積もることができるか否か、により判断されることになる(工事契約会計基準9項)。

「工事収益総額」という要素に関しては、(a)工事の完成見込みが確実であること、このためには、施工者に当該工事を完成させるに足る十分な能力があり、かつ、完成を妨げる環境要因が存在しないこと(工事契約会計基準10項)、また、(b)工事についての対価の定めがあること(工事契約会計基準11項)が必要であるとされている。

「工事原価総額」という要素に関しては、工事原価の事前の見積りと実績を対比することにより、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われることが必要であるとされている(工事契約会計基準12項)。なお、工事契約会計基準50項は、工事原価総額は、工事契約に着手した後も様々な状況の変化により変動することが多いため、信頼性をもって工事総額の見積りを行うためには、こうした見積りが工事の各段階における工事原価の見積りの詳細の積上げとして構成されている等、実際の原価発生と対比して適切に見積りの見直しができる状態となっており、工事原価の事前の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われる必要がある旨を定めている。そして、この条件を満たすためには、当該工事契約に関する実行予算や工事原価等に関する管理体制の整備が不可欠であり、個別にこうした管理が行われていない工事契約については、工事進行基準の適用要件を満たさない、と明示している。

「工事進捗度の見積り」という要素に関しては、原価比例法を採用する場合には、工事原価総額が信頼をもって見積もられているのであれば、通常、信頼性をもって見積もることができる(工事契約会計基準13項)。

以下、この基準に照らして、THDにおいて、工事進行基準の適用が認められるか否かを検討する。

「工事収益総額」という要素のうち、(a)工事の完成見込みが確実であること、このためには、施工者に当該工事を完成させるに足る十分な能力があり、かつ、完成を妨げる環境要因が存在しないこと(工事契約会計基準10項)という要件に関して、ZEEは、β案件における実績をもって、工事完成の能力に関する一定の信頼が認め得る状況になっており、この要件は充足されていた、と解釈することが可能である。すなわち、THDがα案件及びγ案件に関して工事進行基準を適用したのは、2015年(平成27年)12月1日以降であり、そ

れ以前の同年 6 月 30 日時点において、既にβ案件の発電が確認され、検取引渡しが完了している。α案件及びγ案件は、このβ案件を基礎として設計されており、ZEE と a 社との間での契約及び ZEE と b 社との間での契約当初において、その完成可能性を疑うべき特段の事情が存在していたとは考え難い。

上記 1(2)イ(ウ)及び(エ)記載のとおり、α案件及びγ案件については、それぞれの売買契約において定められた仕様を完全には満たすことができない状況が発生し、結果としてα案件では a 社から契約を解除されるに至ったが、同様の状況が生じたγ案件では、2017 年(平成 29 年)1 月 31 日に、木質バイオマス発電装置の検取引渡しが完了している。α案件とγ案件とで契約解除の結論に差異が生じた背景には、木質バイオマス発電に関する技術が、業界的に未だ完成された段階に達しているとはいえず、依頼主によって、検取引渡し時の技術的な完成水準に対する要求度が異なっているという事情が存在する可能性もあり、ZEE が「工事の完成見込みが確実」であるとの要件を満たしていることを積極的に否定する事情までは認められないものと考えられる。

また、(b)工事についての対価の定めがあること(工事契約会計基準 11 項)、という要件に関しては、α案件及びγ案件ともに、売買代金、決済条件及び決済方法が定められており、この要件は充足されているものと判断できる。

「工事原価総額」という要素に関しては、C 氏は、プラント建設工事費や作業所経費等を項目ごとに細分化した上で、その月までに発生した実際原価に、それ以降工事の完成までに発生する将来原価の見積額を加算することにより、総原価見積額を算出している。そして、C 氏は、仕様変更や追加工事の発生、発注先との条件変更などを背景として、その総原価見積額が、その時点の実行予算と一定率以上乖離することとなった場合には、実行予算の見積りを見直していた³¹。したがって、ZEE では、工事原価の事前の見積りと実績を対比することにより、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われていたこととなり、「工事原価総額」が信頼性をもって見積もられたと評価されるための要件を満たしていたものと判断できる。

なお、当初の実行予算作成時における見積りの信頼性確保に関しては、実際原価の発生の前段階において、重要な製品の手配や下請工事費用に関して、見積りの入手・検討が行われており、一定の信頼性を担保する手続が存在していたものと判断できる。この点について、THD において、事後的に各段階における原価見積り額と実績額とを対比した結果、工事進行基準の適用を否定するほどの重要な乖離は発見されなかった。

また、α案件及びγ案件についての工事契約に関する実行予算や工事原価等の把握に関する管理体制の整備状況が適切であったか否かに関して、ZEE は、工事進行基準の適用に当たって、K 氏によるレクチャーを受けたり、n 公認会計士事務所に相談の上、工事進捗状況や売上を管理するエクセル表を作成したり、仕様変更や追加工事が発生した場合に

³¹ ZEE は、本件調査に際し、過去における総原価見積額に不足額があることを認識し、その不足額を訂正した。その結果、過年度の決算を遡及訂正することになったが、その不足額は、事前に許容された一定率の範囲内であった。

は、適宜、取締役会において実行予算の訂正を行うなどしており、工事進行基準を適用するための一定の体制を構築していたものと考えられる。そもそも、ZEE においては、α 案件及びβ 案件の工事を行っていた時期には、これらの案件以外の工事を同時並行的に行っていたわけではなく、原価はプロジェクトごとに管理可能であり、プロジェクト間の付け替え等の会計操作が行われる危険性は低い状況にあった。そのような観点からみても、α 案件及びβ 案件について、個別に管理が行われていなかったと判断する特段の事情は認められなかった。

この点、ZEE は、J-SOX 対応を進める中で、2017 年(平成 29 年)3 月 13 日の取締役会において、「工事進行基準規程」及び「工事進行基準マニュアル」を新設することを承認しているが、それ以前においては、マニュアルは存在していなかった。この点に関しては、①マニュアル自体は、主として工事契約会計基準の規定を踏襲するものであり、この規定がなければ、信頼性のある進捗度を算定することができない、とまでは判断できず、また、②マニュアルは、ZEE におけるそれまでに存在する実務を文書化したものであると考えられ、その意味で、当初の手續を否定する、ないしは、大きく変更するものではなかったもの、と判断できる。したがって、当委員会としては、工事進行基準の適用前に「事前の文書化がなされていなかった」という内部統制上の問題点が存在しないとは言えないが、文書化の不備であり、工事進行基準の適用を否定するまでの重要性はないものと判断した。

「工事進捗度の見積り」という要素に関しては、THD は、原価比例法³²を採用しており、かつ、上記のとおり工事原価総額について信頼性をもった見積りがなされていたといえる以上、決算期における工事進捗度も信頼性をもって、見積もられたものといえる。

以上より、THD において工事進行基準を適用することは、妥当であると判断した。

さらに、THD は 2017 年(平成 29 年)12 月 1 日付で ZEE を完全子会社化した。その時点では、既に α 案件は工事が開始されていた。もしも工事進行基準が適用されず、その時点での工事の進行に応じた一定の収益が認識されなければ、会計認識上、本来は子会社化前の株主に配分されるべき ZEE の成果が、完全子会社後の株主に移転されてしまう結果となり、不合理な状況を生じさせる可能性もある。工事進行基準における懸念の一つに、会社の見積りにより収益が認識されることにより生じる「金額の不正確性のリスク」や「会計操作のリスク」があげられようが、今回は、過去のプロジェクトに対する経理処理の見直しであり、実績数値により見積金額の妥当性が検証可能となっているため、当該懸念は既に解決しているものとも考えられる。そのように考えることができるならば、工事進行基準が有する、適時に企業業績を決算に反映することが可能であるというメリットを尊重し、工事進行基準を適用することにも、一定の意義があるものと考えられる。

³² 工事契約会計基準 6 項(7)によれば、「原価比例法」とは、決算日における工事進捗度を見積もる方法のうち、決算日まで実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法をいうものとされている。

〈表 6 2017年(平成29年)3月期第4四半期 完成工事高等の訂正(単位:千円/%)〉

	2017年(平成29年)3月期第4四半期		
	訂正前	訂正後	影響額
工事収益総額	■	■	-
見積総原価	■	■	59,418
発生原価(累計額)	■	■	-
工事進捗率(%)	■	■	■
完成工事高(累計額)	■	■	▲62,657
完成工事高(四半期)	■	■	▲62,657
発生原価(四半期)	■	■	-
工事損益(四半期)	■	■	▲62,657

また、2017年(平成29年)3月期第4四半期における完成工事高(累計額)が訂正される結果、翌四半期である2018年(平成30年)3月期第1四半期に計上されるα案件に係る撤退損失の金額が、6265万円だけ減額されることになる。

5 関連当事者取引の記載の妥当性

(1) 概要(問題の所在)

THDは、2012年(平成24年)6月に、元THD取締役のT氏との間で顧問契約を締結し、翌月から現在に至るまでT氏に対する顧問報酬を支払っている。また、THDは、2014年(平成26年3月期)及び2015年(平成27年)3月期に、○社に対する業務委託料を支払ったが、いずれも有価証券報告書の「関連当事者との取引」には記載されていないため、記載の要否が問題となる。

(2) 記載の要否

T氏は、THDの役員であるD氏の近親者であり、○社はT氏の近親者が議決権の過半数を所有している会社等であって、いずれも「関連当事者」に該当する³³ことから、「関連当事者との取引」として開示する必要がある。

関連当事者との取引として開示すべきT氏に対する顧問報酬額は以下のとおりである。

- 2013年(平成25年)3月期:1000万円

³³ 「関連当事者の開示に関する会計基準(企業会計基準第11号)」(2006年(平成18年)10月17日企業会計基準委員会)(以下「関連当事者基準」という。)5項(3)

- 2014年(平成26年)3月期：1590万円
- 2015年(平成27年)3月期：3480万円
- 2016年(平成28年)3月期：3960万円
- 2017年(平成29年)3月期：6089万円

関連当事者との取引として開示すべき○社に対する業務委託料は以下のとおりである。

- 2014年(平成26年)3月期：1350万円³⁴

(3) 調査結果

上記(2)記載の関連当事者との取引の未記載は、THDのK氏、U氏、及びV氏が、T氏への顧問報酬の支払について、関連当事者適用指針の理解を誤った³⁵ことによるものである。また、○社に対する業務委託料についても、THD内において、関連当事者との取引として集計しながら、関連当事者適用指針の理解を誤った³⁶ことによるものである。

もともと、未記載となっていたT氏への顧問報酬額は、上記(2)のとおり年々増額している。

この点、THDでは、毎年6月の定時株主総会終了後の7月以降に、THDの役員の中で、役員報酬の改定とあわせてT氏への顧問報酬額についても検討した上で決定されていた。その中で決定されたT氏への顧問報酬額は、例えば、THDでは、2014年(平成26年)3月期に1350万円、2015年(平成27年)3月期に450万円を支払っていた○社との業務委託契約が、2014年(平成26年)6月に終了したタイミングにおいて、2014年(平成26年)7月以降のT氏への顧問報酬の増額を決定するなど、顧問報酬の増額が、T氏の顧問としての業務内容を踏まえて、根拠をもって合理的に算出されたものであるか、当委員会としては疑義が残ると言わざるを得ない。

ただし、T氏は、取締役を退任し、顧問となった後も、THDに本社し、自身の人脈を介

³⁴ 2015年(平成27年)3月期にも450万円の業務委託料が発生しているが、「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第13号)」(2006年(平成18年)10月17日企業会計基準委員会)(以下「**関連当事者適用指針**」という。)上、1000万円以下の取引については関連当事者取引としての開示は義務づけられていない。

³⁵ 関連当事者適用指針4項は「『役員』とは、取締役、会計参与、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。『これらに準ずる者』は、例えば・・・顧問・・・であって、その会社内における地位や職務等からみて実質的に会社の経営に強い影響を及ぼしていると認められる者をいう」と定め、T氏が「役員」となるため、「役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い」は、開示対象外と判断していた(関連当事者基準9項(2))が、会社法361条等という報酬等として、別途役員報酬として開示していなかったため、関連当事者の開示の対象に含まれる(関連当事者適用指針24項)ものであった。

³⁶ 関連当事者適用指針16項但書きは、関連当事者との取引について「会社の役員若しくはその近親者が、他の法人の代表者を兼務しており(当該役員等が当該法人又は当該法人の親会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合を除く。)、当該役員等がその法人の代表者として取引を行うような場合には、・・・法人グループの場合の取引に属するものとして扱う。」と定めており、○社は、同但書きの括弧書き「議決権過半数を有する場合」に該当するにもかかわらず、V氏は法人グループの場合の取引に属するものと判断していた。

して THD と取引先との関係を構築するなどの協力を行っていることに加え、THD のファイナンスにも協力するなど資金面において多大な支援も行っており、様々な形で THD に対する有形無形の支援を行っている。特に、資金面の援助は、2016 年(平成 28 年)3 月期及び 2017 年(平成 29 年)3 月期において拡大している。このような T 氏の THD に対する多方面の支援に対して、一定の顧問報酬を支払うことそのものは、理由のない不合理な支出とまでは認められず、T 氏への顧問報酬の支払いそのものが不適切な支出であるとまでは言い難い。

以 上